



KAWASAKI CITY

川崎市次世代育成支援対策行動計画

かわさき子ども「夢と未来」プラン

実施状況について(平成18年度実績)



川 崎 市

目次

1	次世代育成支援対策行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』実施状況総括表(平成18年度実績)	1
2	かわさき子ども「夢と未来」プラン個別事業実施状況(平成18年度)	2
基本目標1	子どもの権利を尊重する社会づくり	2
	(1) 子どもの権利の尊重	2
	(2) 子どもの参加の推進	3
基本目標2	家庭の育てる力を支える仕組みづくり	4
	(1) 男女がともに担う子育ての推進	4
	(2) 子育てしやすい就労環境の整備	4
	(3) 多様な保育サービスの充実	5
	(4) 要支援家庭対策の充実	5
	(5) 経済的負担の軽減	7
基本目標3	子育て家庭を支援する地域づくり	8
	(1) 地域における子育て家庭への支援	8
	(2) 相談・情報提供の充実と子育てネットワークづくり	11
	(3) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進	15
基本目標4	親と子の心とからだの健康づくり	16
	(1) 安心できる妊娠と出産	16
	(2) 親と子の健康づくり	16
	(3) 思春期の保健対策の充実	18
基本目標5	子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり	19
	(1) 家庭や地域の教育力の向上	19
	(2) 幼児・学校教育の充実	19
	(3) 遊びや体験の場の整備	22
基本目標6	子どもと子育てにやさしいまちづくり	25
	(1) 子育てに配慮した住宅の整備	25
	(2) 安心して外出できる環境の整備	26
	(3) こどもの安全を確保する活動の推進	27
	かわさき子ども「夢と未来」プラン 所管局(区)・担当一覧	29

かわさき子ども「夢と未来」プラン 実施状況について(平成18年度実績)

基本的視点

- 1 家庭と地域の育てる力を構築する
- 2 一人ひとりの子どもを尊重する
- 3 次代の親を育む
- 4 多文化共生の子育てを進める
- 5 地域の特性を生かす
- 6 地域や社会の資源を有効に活用する

基本理念

小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき

基本目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 子どもの権利の尊重
- 2 子どもの参加の促進

子どもの意見表明・参加の促進

「川崎市子どもの権利に関する行動計画～子どもの意見表明・参加を中心に～」の平成18年度実施状況を調査し、平成19年3月にその結果を公表した。

子どもの会議の推進

30名の子ども委員が参加し、「学校」「エコ」「福祉」「川崎」の4部会に分かれて、それぞれ調査を行い、12月17日(日)の「かわさき子ども集会」で発表を行った。市政への意見表明として、子ども会議活動報告を行った。

基本目標2 家庭の育てる力を支える仕組みづくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 男女がともに担う子育ての推進
- 2 子育てしやすい就労環境の整備
- 3 多様な保育サービスの充実
- 4 要支援家庭対策の充実
- 5 経済的負担の軽減

男女がともに担う子育ての意識啓発

男性子育て講座「パパが子どもに遊んでもらうコツ」、男女平等推進学習や家庭・地域教育学級、両親学級等を開催し、男女がともに担う子育ての意識啓発を図った。

保育受入れ枠の拡充

平成17年3月に改訂をした保育基本計画事業推進計画に基づき、認可保育所の整備や認可外保育施設により保育受入れ枠を拡充し、計12,597名の対応を図った。

ひとり親家庭への支援

就業・自立支援センターにて各種就労支援業務を実施した。

障害のある子どもへの総合的支援

新たな障害児地域療育センター設置に向け、宮前区を事業候補地として、必要な機能、内容等を検討し、基本構想を策定した。

基本目標3 子育て家庭を支援する地域づくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 地域における子育て家庭への支援
- 2 相談・情報提供の充実と子育てネットワークづくり
- 3 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

親子が気軽に集える場の提供

平成18年4月に、市内18か所目となる地域子育て支援センター「ベジブル」を開設した。

相談体制の充実

複雑・多様化する相談等に総合的に対応し、専門的、機能的な相談機関としてこども家庭センターを設置した。

青少年の健全な育成環境の形成

子どもたちの健やかな成長のための社会環境づくりについて、市民の理解と協力を得るため、7月(JR武蔵溝ノ口駅)11月(JR登戸駅)に、街頭キャンペーンを実施した。また、各区で「こども110番」情報交換会を開催し、事業説明及び情報の共有を図った。

基本目標4 親と子の心とからだの健康づくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 安心できる妊娠と出産
- 2 親と子の健康づくり
- 3 思春期の保健対策の充実

不妊治療への対応

平成18年度から特定不妊治療費の通算助成期間を、従来の2年から5年に延長した。

「食育」の推進

平成18年7月庁内の食育関連部署による「川崎市食育推進検討会」を設置し、国の示した食育推進のための7つの基本施策をもとに、各局で実施している関連事業等を参考に検討、報告書を作成した。

思春期保健相談教育の充実

学校やPTA・地域ボランティア等と協力連携により、生徒や保護者に対し、思春期の心と体、性、性感染症などのテーマで命の大切さを考える健康教育を実施した。

基本目標5 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 家庭や地域の教育力の向上
- 2 幼児・学校教育の充実
- 3 遊びや体験の場の整備

地域の教育力の向上

子育てフェスタ関係事業を4区で実施、親子が気軽に参加できる交流の広場としてフリースペースを2区で実施し、定期的に場を提供することで親同士の交流ネットワークを進めた。

指導・相談体制の充実

市立中学校51校全校にスクールカウンセラーを配置し、校内の教育相談の充実を図った。

子どもの遊びと健全育成の推進

中学生、高校生障害児の居場所として、市内6か所のこども文化センターでタイムケアモデル事業を実施した。

基本目標6 子どもと子育てにやさしいまちづくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 子育てに配慮した住宅の整備
- 2 安心して外出できる環境の整備
- 3 子どもの安全を確保する活動の促進

市営住宅の入居システムの工夫

川崎市住宅政策審議会から「新たな市営住宅管理制度のあり方」の答申を受け、川崎市営住宅管理制度検討委員会の作業部会において検討を行った。

福祉のまちづくりの推進

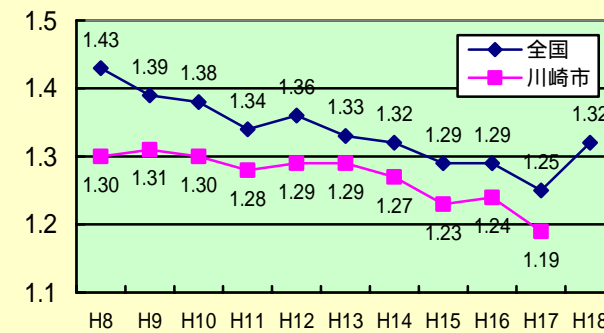
公共施設のバリアフリー化の普及を促進した。

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

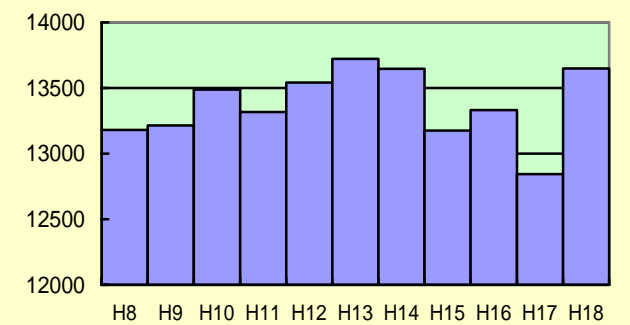
「こども110番」のステッカーデザインに「ドラえもん」を起用し、公用車等を活用した「こども110番」事業を実施した。

川崎市の出生動向の推移

合計特殊出生率の推移



出生数推移



	H8	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
全国	1.43	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.25	1.32
川崎市	1.30	1.29	1.29	1.27	1.23	1.24	1.19	集中中

	H8	H12	H16
H9	13,214人	13,721人	12,845人
H10	13,489人	13,646人	13,648人
H11	13,317人	13,175人	

目標事業量設定施策

施策名	平成16年度実績 (計画策定時)	平成18年度実績	平成21年度目標 (計画最終年度)
保育所定員	11,175人	11,590人	12,490人
延長保育	113か所 (うち19時以降6か所)	117か所 (うち19時以降13か所)	126か所 (うち19時以降19か所)
一時保育	9か所	17か所	20か所
休日保育	2か所	6か所	7か所
乳幼児健康支援一時預かり	2か所	2か所	3か所
地域子育て支援センター	8か所	18か所 (旧子育て広場含む)	22か所 (旧子育て広場含む)
子育て広場	8か所		
ショートステイ事業	2人	2人	各区5人程度の 対応枠の確保
トワイライトステイ事業	0人	0人	各区5人程度の 対応枠の確保
ふれあい子育て サポート事業	子育てヘルパー 会員480人	子育てヘルパー 会員600人	子育てヘルパー 会員1,000人
放課後児童健全育成事業 (国庫補助対象)	56か所	64か所	71か所

放課後児童健全育成事業を包括した「わくわくプラザ事業」は、全児童を対象として、全公立小学校114校で実施している。

かわさき子ども「夢と未来」プラン 個別事業実施状況（平成18年度）

基本目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり

(1) 子どもの権利の尊重

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
子どもの権利についての普及・啓発	市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるために「かわさき子どもの権利の日をつどい」を実施するとともに市民企画の講座・イベントなどを支援します。	11月19日の「かわさき子どもの権利の日をつどい」の開催や11月17日から23日に実施した「かわさき子どもの権利の日チャイルドライン」、市民企画の講座・イベントへの支援など、子どもの権利に関する様々な事業を市民との協働で実施し、子どもの権利についての普及・啓発を行った。	市民との連携をさらに進めるため、課題整理を行っていく必要がある。	市民との連携・協働事業を充実させる。	市民局	人権・男女共同参画室
	子どもの権利に関する意識の向上を図るため、条例パンフレットの配布などによる啓発・広報を充実するとともに、市ホームページ子どもページの作成に子ども自身がかわる取組を支援します。	市内の学校に通う児童生徒、全認可保育園及び関係機関・施設に条例パンフレットを配布した。また、公募により集まった市内の子どもたちが、子ども記者養成講座を修了した後、市内の施設等を取材し、「こどもページ」内の「かわさきキッズタイムズ」に記事を掲載した。事業の実施にあたっては川崎総合科学高等学校等との連携を図った。	条例パンフレットの配布方法を含めた啓発・広報のあり方を考えていく必要がある。	効果的な啓発・広報を検討し、他施策と連携しながら総合的に子どもの権利条例の周知を図っていく。また、子ども記者事業を充実させ、子どもの参加を広げる。	市民局	人権・男女共同参画室
子どもの意見表明・参加の促進	子どもの意見表明・参加を中心とした行動計画に基づき子どもの参加施策の充実を図ります。また、引き続き次期行動計画の策定を進めます。	「川崎市子どもの権利に関する行動計画～子どもの意見表明・参加を中心に～」の平成18年度実施状況を調査し、平成19年3月にその結果を公表した。	今後、第2次行動計画の策定に向けて検討を進める。	子どもの権利委員会の答申を踏まえ、平成19年度中に第2次行動計画を策定する。	市民局	人権・男女共同参画室
子どもの権利侵害に対する相談・救済	子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関である人権オンブズパーソンの子どものための広報を進め、周知を図ります。	市内の保育園・幼稚園・小・中学校・高等学校の全園児、児童生徒に、「オンブズパーソンの相談カード」約17万枚を配付するとともに、学校や幼稚園等にポスター約400枚の掲示を依頼した。	学校をはじめ、他の施設へのポスターの掲示をさらに推進し、周知を図る必要がある。	引き続き市内の保育園児、幼稚園児、小中学校児童生徒、高校生全員に「オンブズパーソンの相談カード」を配付し周知を図っていく。	市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当
	相談窓口や機関を記載したカード等を子どもたちへ配布することにより、子ども自身が相談できる窓口の周知を図ります。	市内の小中学校、高等学校の新1年生に子どもSOSカードを11月に配付した。	引き続き、学校と連携を図り、SOSカードの利用について子どもたちへの周知を図る必要がある。	引き続き市内の小、中学校、高等学校の新1年生に子どもSOSカードを配付し、子ども自身が相談しやすくすることにより、虐待防止の早期発見に努める。	健康福祉局	こども家庭課
	子どもたちが夏休みに活用できるように、前期（7月末）に総合教育センターの教育相談等を紹介している相談カードを市立各小学校・中学校・高等学校・聾・養護学校の児童生徒と教職員に配付した。また、各区の学校運営支援担当を通じて、区役所等にも置き周知拡大を図った。	本年度は、特にいじめにかかわる問題から急きょ「24時間電話相談」が設定され、従来からある電話番号との間で混乱が起きることのないように調整を図った。	引き続き、学校教育の中で子どもの権利についての学習を推進し、相談機関の重要性を子どもたち自身及び家庭の保護者、教職員等の子どもを支える大人にも理解してもらい有効に機能できるよう啓発を進める。	教育委員会事務局	人権・共生教育担当	
	児童養護施設等に入所する子どもへ権利ノートを配布し、子ども自身が自分の権利を確認するとともに、生活の不安を軽減したり、相談・救済の方法を伝えたりします。	権利ノートを児童養護施設等に入所している子どもに配付した。	権利ノートに付されたオンブズパーソン行き送付ハガキについて、個人情報保護の観点から封書添付の必要性について検討する。	児童養護施設等に入所する子どもに対して引続き権利ノートの内容を説明し配付する。	健康福祉局	こども家庭課
児童虐待等への対応の充実	児童相談所を中心とした児童虐待問題対策委員会における虐待防止に関する各事業の企画・運営を推進します。	関係機関職員向け研修会、コンビニ店への啓発広報活動、パチンコ店等パトロール、学校向け出張研修等の事業を実施した。	研修活動の中で、保育園職員等への対象拡大について検討する。	虐待に関する各事業の企画・運営を引続き推進する。	健康福祉局	こども家庭課
	市及び各区の児童虐待防止連絡協議会を中心とした、関係機関の連携の強化と関係機関職員への研修等の充実を図ります。	平成18年度から要保護児童対策地域協議会を立上げ、代表者会議を2回、実務者会議を21回実施した。	協議会での情報や協議内容を実際の現場にも周知、共有し、適切な保護及び実効性のある支援に向けたネットワークを構築する必要がある。	関係機関及び関係団体等の連携と協力によって要保護児童対策の推進を図る。	健康福祉局	こども家庭センター
	児童虐待防止啓発講演会などイベントや関係機関との連携等による虐待防止に向けた広報の充実を図ります。	市民向け講演会、パチンコ店等パトロール、コンビニ店への啓発広報活動等を実施した。	コンビニ店への啓発広報活動の店舗数を拡大するなど、理解をより広げるよう取組む必要がある。	児童虐待件数が増加している中で、引続き、事業の充実を図る。	健康福祉局	こども家庭課
	児童虐待予防のため、保健福祉センターで開催している育児不安をもつ母親や子どもとの関係がうまくいかない母親のための教室を充実します。	教室は、開設160回、参加者延数1,445名であった。各区ともグループカウンセリングに加え、個別の支援方法を組み合わせ実施し、又、スーパーバイズを有効に活用しながら、事業の効果的な運営に努め、虐待の未然防止や支援を図った。	育児不安・負担を軽減し、孤立を予防することで、虐待の発生予防、進行予防のためにさらに充実強化していく必要がある。	虐待の未然防止を図るため、今後さらなる充実強化を進めていく。	健康福祉局	こども家庭課
	虐待相談・通告への初期対応の充実のため、児童相談所の体制整備や児童虐待防止センターの機能を拡充します。	平成17年度から、虐待防止センターを中央児童相談所内に移し、通告・相談に対する対応の充実迅速化を図った。18年度も引き続き実施し、こども家庭センターで実施しているヤングテレホン相談、思春期保健電話相談と連携し、相談業務の充実を図った。	さらに、児童虐待防止センターについて、広報をしていく必要がある。	継続実施する。	健康福祉局	こども家庭課
	施設等を退所し在宅となった被虐待児やその保護者への訪問による相談等の充実を図ります。	施設等を退所し在宅となった被虐待児やその保護者への訪問による相談等支援を実施した。平成18年4月からこども家庭センターへ移管し、乳幼児訪問指導事業と一本化して実施した。	在宅となった被虐待児やその保護者への訪問による支援の内容を充実させる必要がある。	継続実施する。	健康福祉局	こども家庭課
	児童相談所の専門性の強化及び被虐待児やその保護者への訪問による相談等の充実を図ります。	児童虐待のあった家族に対し、子どもの自立も視野に入れた親子関係の再構築を目指した保護者への支援をしている。	家庭復帰後の虐待等再発防止のために、家族再統合についての職員研修を行い、見識を深め支援体制の充実を図る。	支援体制の確立を目指す。	健康福祉局	こども家庭課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
多文化共生の推進	地域の外国人市民が、学校の授業の中で自国の文化を児童生徒に伝えることを通し、異文化理解や相互の文化を尊重することを目指した「民族文化講師ふれあい事業」を推進します。	民族文化の紹介や指導を行う外国人市民等を「民族文化講師」として小学校49校、中学校8校、聾・養護学校1校、高等学校1校に派遣した。	毎年、民族文化講師の派遣依頼をする学校が増加しており、講師の効果的・効率的な派遣を検討する。この事業本来の目的でもある、より身近な地域に在住する外国人市民の活用を促していく。	引き続き、「民族文化講師ふれあい事業」等の多文化共生施策の充実を図り、学校における多文化共生の教育活動を支援していく。	教育委員会事務局	人権・共生教育担当
	国籍・民族・言語・文化などの違いにかかわらず、すべての人々が互いに人権を尊重し合い、共に生きる地域社会の創造を目指すものとして、民族文化についての講座や各種行事を行う「ふれあい館事業」の推進を充実します。	人権尊重学級、家庭教育学級、成人学級、民族文化講座、識字・日本語学級などの開催や、桜本小学校との「人権共生教育会議」を通じ、子どもから高齢者まで、人権思想の啓発など推進を図った。	学校や地域に密着した事業の展開を進める必要がある。さらに、一層の充実を図る。	引き続き、より一層の事業の充実を図る。	市民局	青少年育成課
	保育所や幼稚園に通う外国人の子どもへの理解を深めるため、施設職員がその国の文化や生活習慣などを学習する機会を充実します。	保育士が多様な文化的背景をもつ子どもについての理解を深めるために、人権研修等への参加や保育園での自主研修の中で実施し、学習の機会の充実を図った。	外国人の子どもが入園していない園では、研修の方法を検討する必要がある。	多文化共生の理解を深めるため、引き続き研修を実施する。	健康福祉局	保育運営課
		幼稚園の教員に対し、人権教育担当者研修などを実施した。	幼児教育センターの研修内容において人権尊重教育を基盤に組み立て、人権に対する理解をさらに深める必要がある。	幼児教育センターの研修事業において人権教育研修を進める。	教育委員会事務局	総合教育センター 幼児教育センター
	海外帰国・外国人児童生徒等の日本語指導及び心のケアを図るために日本語指導等協力者を派遣するとともに、学力保障についての支援を促進します。	長期間にわたる海外生活で、日本語習得が不十分な帰国児童生徒や、日本語の個別指導が必要な児童生徒に、日本語指導等協力者を派遣し、日本語習得の支援に努めた。	帰国・外国人児童生徒の編入学が年々増加し、特に中学校時における編入学へ十分な支援ができていない状況で、日本語指導等協力者派遣体制の検討が必要である。また、一人当たりの派遣期間が短くなっている。	国際化が進む中で、今後も日本語指導を必要とする外国人児童生徒の編入学が予想される。日本語指導等協力者の研修を充実させ、指導力の向上を図り、関係機関と連携して事業を推進する。	教育委員会事務局	総合教育センター カリキュラムセンター

(2) 子どもの参加の推進

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
子どもの会議の推進	川崎市子ども会議において、子どもが主体となった事業を展開する中で、子どもたち自身が「川崎のまちづくり」を考え、意見表明し、情報を発信していくことを支援します。	30名の子ども委員が参加し、「学校」「エコ」「福祉」「川崎」の4部会に分かれて、それぞれ調査を行い、12月17日（日）の「かわさき子ども集会」で発表を行った。市政への意見表明として、子ども会議活動報告を行った。	子どもたちへの活動の周知と子ども会議への参加促進、同じく、子どもの意見表明権の場として実施されている。中学校区子ども会議と行政区子ども会議との関係のあり方を明確にする必要がある	中学校区・行政区子ども会議の連携について検討を行う。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
	地域社会のあり方などについて、子どもと大人と一緒に考えるための行政区・中学校区子ども会議を充実させ、子どもたちの意見を反映した地域社会づくりを推進します。	中学校区・行政区子ども会議として、中学校区地域教育会議の開催により、51か所で開催、行政区地域教育会議の開催により、7行政区で開催。子ども委員の募集、実施方法や実施回数は、それぞれの地域の実状に合わせて行う。	特に子どもたちへの活動の周知と参加促進、同じく、子どもの意見表明権の場として実施されている川崎市子ども会議との関係のあり方を明確にする必要がある。	各子ども会議で出された意見を地域や行政に反映される仕組みづくりを目指す。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
	他都市の子ども会議との交流を促進し、活動の活発化を図ります。	他都市からの働きかけ、あるいは川崎からの呼びかけがなかったため、具体的な交流は行えなかった。	対象となる地域と組織の情報収集等が必要となる。	他都市の子ども会議との交流を今後ともできる限り促進していく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
子どもの主体的な活動の推進	「子ども夢パーク」における子どもの自主的、自発的な活動を促進するため、子どもの活動を支えるサポーターやボランティアの充実を図り、子どもが主体となった運営体制の確立・定着・発展を図ります。	子ども夢パークの運営を支援するボランティア組織として、地域や利用者によって組織された「支援委員会」が、指定管理者の行う施設の管理運営に協力・支援している。子どもの意見を施設の運営に反映させる組織として、利用する子どもと川崎市子ども会議委員により組織された「子ども運営委員会」が指定管理者により設けられている。また、その委員の中から指定管理者が組織し、子ども夢パークの運営方針を協議する「子ども夢パーク運営委員会」の委員を選出し、子ども夢パークの運営に参加している。	今後、子どもが主体となった運営体制の確立・定着・発展を図る。	これまで培ってきた仕組み・取り組みを維持し、さらなる充実を図る。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
	子どもや保護者、地域住民の意見や要望を反映し、地域性を生かした教育活動を推進するために、学校教育推進会議の活動を促進したり、PTAとの協働関係を深めるなど、子ども、保護者・地域住民への学校経営への参加、参画の仕組みを整えます。	平成18年12月1日に、平成18、19年度の研究校（小学校4校）を指定した。また、平成19年2月21日に市内公立学校（園）を対象にフォーラムを実施し、研究成果の発表により共通理解を図った。	コミュニティスクールの内容についての共通理解及び学校運営協議会の権限に対する考え方の整理が必要である。	研究結果をフォーラム等で周知しながら共通理解を図り、研究指定校を増やす。	教育委員会事務局	指導課
	青少年自身の企画運営により青少年フェスティバルを通して、青少年の社会参加の促進を図ります。	青少年の社会参加を目的とした、第12回川崎市青少年フェスティバルを実施した。	青少年が主役の事業であり、より多くの青少年の参加を促すためにさらなる広報活動を推進していくことが必要である。	青少年フェスティバルのあり方を含め、青少年の社会参加の促進について検討を行う。	市民局	青少年育成課

基本目標 2 家庭の育てる力を支える仕組みづくり

(1) 男女がともに担う子育ての推進

推進項目	内容 (は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
男女がともに担う子育ての意識啓発	男女平等推進学習や家庭教育学級、両親学級等、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画し、参加を促進します。	父親と子どもを対象に男性子育て講座「パパが子どもに遊んでもらうコツ」を開催した。	今年度は土曜日に開催したが、今後は平日開催の可能性や受講ニーズについて検討していく必要がある。	より男性が参加しやすい講座時間・内容等を企画し、実施を検討していく。	市民局	人権・男女共同参画室
		各保健福祉センターにおける両親学級では、夫婦で協力して子育てをしていく啓発のため、沐浴、妊婦体験ジャケットの体験や座談などを通して父親の育児参加意識を高めている。受講者実数における夫の割合は約37%で、前年度に比べ2%増加している。開設回数122回、受講者実数は、初妊婦3,745人、父親2,129人と、約半数の夫の参加がある。プレパパママ教室として、土・日・夜間に年6回開催し、受講者実数377人(初妊婦188人、夫189人)であった。	子どもが健やかに成長・発達していく環境づくりのために、より安定した家庭環境づくりが必要であり、父親の育児・育児参加促進は今後もますます重要な課題である。	平日参加できない妊婦や夫のために、土日・夜間開催であるプレパパママ教室の充実及び各機会をとらえて父親の育児参加を促していく。	健康福祉局	こども家庭課
		男女平等推進学習については、教育文化会館・各市民館にて12学級実施した。土・日や夜間の時間帯で開催した学級もあった。また家庭・地域教育学級については、教育文化会館・各市民館・分館にて16学級実施した。保育付学級を開設し、子どものいる保護者が参加できる条件整備を図った。	今後も、父親の参加の機会を設ける工夫をし、父親の家庭教育参加への促進を図ることを目的とした事業を実施する必要がある。	学級の開設時期の工夫をしながら、男女が子育てを担える学習の機会を提供していく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
小学生、中学生、高校生及び保護者向け教材・カリキュラムを活用した男女平等教育や意識啓発を実施します。	小学校5年生を対象とした男女平等教育参考資料を作成、配布した。	より効果的な男女平等意識の啓発を目指すため、配布対象学年(年齢)とそれに伴う内容について、検討する必要がある。	より早期からの男女平等意識の啓発を行うため、配布対象の変更を視野に入れながら、継続して実施する。	市民局	人権・男女共同参画室	
若い世代からの子育ての意識づくり	若い世代から乳幼児や子育てについて関心や理解を深めるため、中学生や高校生などを対象とした育児体験学習を実施します。また、乳幼児やその親と一緒にふれあい、交流する事業を実施します。	公立保育園全園で育児体験学習を実施した。中学生の体験学習は年間2,905名、高校生は319名、大学生は1名が参加した。また、小学生は交流保育で479名が参加した。	全園で育児体験学習を実施しているが、まだ交流のない学校も多いので、今後は積極的に連携を図る必要がある。	継続実施する。	健康福祉局	保育運営課

(2) 子育てしやすい就労環境の整備

推進項目	内容 (は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
育児・介護休業制度等の啓発・利用促進	川崎市労働情報、市ホームページなどによる関係法令や制度についての情報提供や啓発を行います。	啓発情報誌「かわさき労働情報」は、労働関係法令の整備・改定状況や労働関連情報を勤労者及び事業者に提供するために、市内事業所、関係機関等に配布している。平成18年度においては、10月1日発行号に「仕事と家庭を考える月間」として、仕事と家庭を両立できる職場環境づくりに向けた企業等の取組を促進する概要記事を掲載し啓発を行った。また、子育てしやすい就労環境を促進するセミナー及びシンポジウムの広報や改正男女雇用機会均等法のポイントについて、市ホームページへの掲載と併せて周知を図った。	広報・啓発に努め、事業趣旨の周知徹底を図ることが求められている。	引き続き、事業の趣旨に基づき、勤労者等へ適切な情報提供に努めていく。	市民局	勤労市民室
		事業所における男性の育児・介護休業取得促進の積極的な働きかけを行います。	「かわさき労働情報」への原稿提出を通じて、男性の育児休業制度の利用促進に向けた情報提供を実施した。事業所向け啓発パンフレットを人権・男女共同参画室主催の事業所むけ講演会の開催時に配布した。	今後も、さらに事業所における子育てしやすい就労環境整備のために、意識啓発を継続していく必要がある。	継続実施する。	市民局
仕事と子育てが両立できる職場づくり	女性の多様な働き方に関する情報提供や講座の広報を行うなど女性の就労継続を支援します。	「かわさき労働情報」への原稿提出を通じて、男女ともに働きやすい職場環境や男性の育児休業制度の利用促進に向けた情報提供による意識啓発を実施した。	引き続き、就労継続を望む女性に支援するため、情報提供を行うよう働きかけを進める必要がある。	継続実施する。	市民局	人権・男女共同参画室
		商工会議所等と連携し、企業や事業主に対して、働き方の見直しや短時間勤務制度、フレックスタイム制度等の導入を啓発するなど、子育てがしやすい職場環境づくりを進めます。	市内企業51社で構成される川崎工業振興倶楽部役員会企業の実務者と「次世代育成支援に関する企業との意見交換会」を2回開催し、次世代育成支援対策に対する企業への支援制度や先進的企業事例等を紹介するなど、次世代育成支援に関する制度の啓発や意見交換を行った。また、男性と女性の仕事と子育てが両立できる就業環境づくりの普及啓発等、八都県市(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、さいたま市、千葉市)で連携した取組について、首都圏連合協議会に「仕事と子育ての両立支援推進検討会」を設置し、八都県市共同キャンペーンの実施に向けて検討を行った。	次世代育成支援についての、企業との連携による新たな取組を進める必要がある。	新たな取組の検討を含めて継続実施する。	健康福祉局
	企業の社会的責任(CSR)の視点に立って、市内の事業所における仕事と家庭が両立できる就労環境の整備を促進するための取組の検討を進めます。	「CSR(企業の社会的責任)推進庁内検討会議」を開催し、本市の先導的な取組等に関する検討を行った。また、CSRの取組に関する、幅広い分野の市内企業に対してヒアリングを行い、様々なCSRの可能性についての情報収集を行うとともに、普及啓発を目的として「CSRの“いま”と“これから”」と題したセミナーを開催した。さらに、競争入札の主観評価項目に次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定を加え、仕事と子育てが両立できる就労環境の促進を図った。	仕事と子育ての両立支援を推進するための本市におけるCSR活動を検討していく必要がある。	引き続き、CSRの視点に立った仕事と子育ての両立支援の取組促進の方策等について検討していく。	総合企画局 健康福祉局 財政局	都市経営部 契約課 こども事業本部(企画調整担当)

(3) 多様な保育サービスの充実

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
保育受入れ枠の拡充	認可保育所の整備を基本としつつ、認可外保育事業との連携により、平成19年4月の待機児童解消を目標に保育受入れ枠を拡充します。	平成17年3月に改訂をした保育基本計画事業推進計画に基づき保育受入れ枠の拡充をし、認可保育所の増築整備により11,295名から295名の定員増、認可保育所定員の弾力的受入れの推進により251名の受入れの他、認定保育園、おなかま保育室、家庭保育福祉員などの認可外保育施設・事業により、計12,597名の対応を図り、平成18年4月1日現在の待機児童は480名となった。 また、平成19年4月の認可保育所の定員拡大に向けて新設保育所4か所、増築1か所、認定保育園の認可化2か所の整備を進めた。	保育基本計画策定時に想定できなかった人口急増地域の出現により、この地域に新たな保育需要が生まれ、平成19年4月までに待機児童の解消は図れなかった。	平成19年4月までに保育所待機児童の解消が図れなかったため、「川崎市待機児童に関する緊急施策検討委員会」を設置し、緊急的、中長期的な施策について検討する。	健康福祉局	こども計画課
	認可保育所の新設、改築、増築などにより定員の拡充を図ります。 独自施策である認定保育園を拡充し、併せて援護の充実を図ります。 3歳未満児対象のおなかま保育室の活用を図ります。 家庭保育福祉員(保育ママ)の拡充を図ります。 認可保育所における定員を超えた受入れを進めます。					
多様なニーズに応じたサービスの充実	就労形態の多様化に対応するため、19時以降の延長保育を拡充します。	長時間保育実施園は、7か所から13か所に拡充を図った。	新規開設保育園には運営当初から、既設の保育園には民営化する際に、長時間延長保育事業を付加している。今後とも市民ニーズの高い事業であるので、引き続き拡充を検討する必要がある。	新築整備保育所を中心に実施園の増加を図る。	健康福祉局	こども計画課
	女性の就労形態の多様化や保護者の緊急時・リフレッシュのための一時保育事業を拡充します。	一時保育事業実施園は、12か所から17か所に拡充を図った。	一時保育専用の保育室が必要なことから、新規開設保育園には、一時保育事業を付加することができるが、既存保育園へ拡大していくことが難しい。	新築整備保育所を中心に実施園の増加を図る。	健康福祉局	こども計画課
	保護者の子育てと就労の両立を支援するための乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）の充実を図ります。	乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）を、エンゼル幸及びエンゼル多摩の2か所で実施した。	現在、南部地域（幸区）と北部地域（多摩区）の2か所で実施しているが、中部地域での事業開始が要望されている。	平成21年度までに市内3か所設置する。	健康福祉局	こども計画課
	休日保育の拡充を図るとともに、年末保育を実施します。	休日保育実施園は、3か所から6か所に拡充を図った。年末保育の実施状況は29日(木)126名、30日(金)75名、31日(土)42名、合計延243名であった。	休日、祝日、年末に勤務する保護者の職種（例、理容、美容業、店主等）が限られており、利用件数の限りがある。	新築民間保育所の開設に合わせ、休日保育の拡充整備を図る。また、年末保育は継続実施する。	健康福祉局	こども計画課 保育運営課
保育サービスの質の向上	保育の質の向上や利用者へのサービスの選択に資するため、認可保育所における第三者評価事業を実施します。	園の規模や区別等を考慮し公立保育所15か所で実施した。	民間保育所への受審促進の方策について、検討が必要である。	平成19年度公立保育所15か所、民間保育所3か所で実施予定。	健康福祉局	こども計画課 保育運営課
	認可外保育施設に対する指導・監督の充実を図ります。	地域保育園指導監督要綱に基づき、定期的に地域保育園若しくはその事務所に立ち入り、その設備若しくは運営について、国の指導監督基準に基づき、設置者又は管理者に対して必要な調査等を実施した。	一定の水準以上の運営や保育サービスが提供されているか専門的かつ客観的な立場から立入調査をすることにより、児童の健全な育成環境を保持していくことができる。	継続実施する。	健康福祉局	こども計画課

(4) 要支援家庭対策の充実

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
社会的養育が必要な子どもへの支援	児童養護施設等で子どもたちのより良い生活環境を確保するために、職員の資質向上や設備等の充実に向け支援します。	児童福祉施設等に入所している子どもたちのより良い生活環境の確保と、施設職員の資質向上や各施設の設備等の充実に向けた補助金を交付した。	子どもたちのより良い生活環境を確保するため、施設整備等を充実する必要がある。	継続実施する。	健康福祉局	こども家庭課
	市民の里親制度等への理解を深めるため、里親や児童ファミリーグループホーム制度の広報を充実します。	里親や児童ファミリーグループホーム制度について、懸垂幕の設置、ポスターの配付、市政だよりへの里親募集の記事掲載、庁内放送などにより広報を図った。	新たな広報手段について、里親会と連携し検討する。	適切な広報手段を模索し、継続して市民への広報を実施する。	健康福祉局	こども家庭課
	施設と里親の中間的形態としての児童ファミリーグループホームの増設に向けて検討します。	児童ファミリーグループホーム6か所に対して、補助金を交付した。	増設に向けては、実施者の確保及び住宅の借上げ、それに伴う費用等の課題がある。	増設に向けて検討する。	健康福祉局	こども家庭課
	里親の知識の習得や体験の共有等で養育技術向上を図るための研修を充実します。	里親認定前研修、新規登録里親研修、継続里親研修、あゆみの会と共催研修、施設養育実習を実施した。	今年度も新たに5組が里親登録を行い、研修を実施したが、ある程度の経験年数を経た里親への研修など、内容や種類の更なる充実を図る必要がある。	継続実施する。	健康福祉局	こども家庭課
児童養護施設等を退所した子どもへの自立支援	児童養護施設等を退所した子どもの助言指導、及び社会生活への適応がスムーズにいくための支援事業を充実します。	児童養護施設等を退所した子どもについて、1施設の職員が訪問及び来所等の方法により、3名の子どもに助言指導を行い、社会生活へのスムーズな適応を支援した。	引き続き支援の強化を図る必要がある。	継続実施する。	健康福祉局	こども家庭課
	児童養護施設等を退所した子どもの就労等自立を支援する児童自立援助ホームの設置を検討します。	就労等自立を支援する児童自立援助ホームについて、他都市の動向を把握するなど検討した。	ノウハウを有している実施者の確保を図る必要がある。	設置に向けて検討を継続する。	健康福祉局	こども家庭課
ひとり親家庭への支援	母子生活支援施設に入所している家庭の自立に向けた生活支援を充実します。	指定管理者制度により管理運営を行った。長期（8年以上）入所者に対して、関係機関との連携による退所に向けた支援強化を図り、2世帯の退所につながった。	引き続き生活支援の充実を図る必要がある。	母子家庭の自立に向けた支援を継続していく。	健康福祉局	こども家庭課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
ひとり親家庭への支援	求人情報の提供等を行う就業・自立支援センター事業を実施し、母子家庭等の就業及び自立を支援します。	就業・自立支援センターにて各種就労支援業務を実施し、就職決定39名のうち正社員12名、パート・非常勤等27名の母子家庭の就業実績があった。	事業の周知の徹底、セミナーの定期開催、ハローワークとの連携を、さらに図っていく必要がある。	母子家庭は今後も増加していくことが予想され、自立支援教育訓練給付金事業等との連携を取りながら母子世帯への支援を継続して進めていく。	健康福祉局	こども家庭課
	母子家庭等に対して、自立支援教育訓練給付金、常用雇用転換奨励金などの給付事業を実施し、就業機会の増大を図ります。	母子家庭等の就労相談件数84件、自立支援教育訓練給付事業43件、母子家庭高等技能訓練促進費支給事業8件を実施し、就業機会の増大を図った。	事業の周知の徹底、プログラム策定員等就労相談員との連携、ハローワークとの連携を、さらに図っていく必要がある。	自立支援教育訓練給付事業の需要が今後も増加していくことが、予想され、自立支援センターや就労相談員等との連携支援を推進する。	健康福祉局	こども家庭課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業における支援員の研修の充実と父子家庭も含めた広報の充実を図ります。	ひとり親家庭等に対して、生活援助（家事・介護その他日常生活の便宜）60件、子育て支援（保育サービス及びこれに付帯する便宜）171件の派遣支援を実施した。また、支援に係る生活援助・子育て支援支援の支援員の充実を図るための研修を実施した。	支援は必要な母子家庭等に対し事業実施について、さらなる広報・周知を行う必要があるため、区役所等の関係機関との連携を密に行うことが重要である。	関係機関と連携を深め、事業実施について市民へ十分な広報・周知を図るとともに、市民に安定した利用ができるよう支援員の研修等、事業の充実を図る。	健康福祉局	こども家庭課
	父子家庭への相談体制の充実を図ります。	父子家庭に対して、ひとり親家庭等日常生活支援事業派遣件数4件、電話相談4件を実施した。	母子福祉センターにおける父子家庭への支援事業が、十分に認知されていないため、対象者に対して、さらに周知を図る必要がある。	市民への認知が十分でないため、区役所等関係機関と連携を深め、事業実施について市民へ十分な広報・周知を図るとともに、国等の動向を視野に入れながら、事業の推進を検討していく。	健康福祉局	こども家庭課
障害のある子どもへの総合的支援	障害児の総合的な支援を行う、障害児地域療育センターの新たな1か所整備を検討します。	前年度に調査したニーズの分布等を考慮し、宮前区を事業候補地として、必要な機能、内容等を検討し、基本構想を策定した。	民営による事業化を検討しているが、初めての試みになるため、事業主体となる法人選定の方法など慎重な検討が必要となる。	前年度に策定した基本構想を踏まえ、事業主体となる法人の選定を行い、事業化に着手する。	健康福祉局	障害計画課
	障害児地域療育センターは、障害のある児童の在宅生活の充実に向けて、相談支援から、レスパイト等のサービスまで、利用しやすい体制の整備を検討し、家族支援機能の充実を進めます。	保健所等の関係機関との緊密な連携をとりながら、相談、診察、検査、評価、療育・訓練及び指導等の総合的療育サービスを展開した。	特に北部において、新規の相談児童件数が増加している。また、障害状況が、「ボーダーライン」、「ノーマル及び未確定」のように診断名がはっきりしないが、発達上の問題からの相談が増加している。このため、相談体制の整備が課題である。	保健所、学校他の関係機関との連携により相談体制の充実を図る。また、4か所目の地域療育センターの整備を図る。	健康福祉局	障害福祉課
	保健福祉センター、保育所、幼稚園、学齢期の子どもたちへの療育支援をネットワーク化し、系統的で継続的な援助を行う体制づくりを進めます。	保健福祉センター、保育所、幼稚園、医療機関、教育機関、児童相談所との日常的な連携を図り障害児及び家族の支援を実施した。	軽度の発達障害児の相談が増加しているため、十分な相談体制の確立が今後の課題である。	引き続き関係機関との連携に努める。	健康福祉局	障害福祉課
	LD、ADHDや高機能自閉症等の対人面での障害のある軽度発達障害児への、就学前の集団生活の支援と、幼稚園・保育所への専門的な支援を推進します。	就学前の集団生活支援、保育所への専門的な支援を実施した。	軽度の発達障害児の相談が増加しているため、十分な相談体制の確立が今後の課題である。	グループによる指導や学校、保育所への専門的指導等支援を効果的に実施していく。	健康福祉局	障害福祉課
	LD、ADHD、高機能自閉症等の障害のある学齢児への総合的な支援体制の整備に努めます。	発達障害者支援体制整備検討委員会を設置し、保健・医療・福祉・教育・就労等幅広い関係機関と、親の会等の代表により支援体制の整備について検討を実施した。	発達障害者支援センターの設置を予定することとなったため、これを中核とした体制を検討する。	「発達障害者支援体制整備検討委員会」を継続して開催し、検討を行う。	健康福祉局	障害福祉課
	個別対応の重要性が高い、自閉症や発達障害に対する総合的な支援を推進する「発達障害者支援センター」の整備を検討します。	発達障害者支援体制整備検討委員会を開催し、幅広い関係機関により、現状の課題や発達障害者支援センターに求める機能などについて検討した。	発達障害者支援センターの開設に向けた準備、既存の関係機関の職員の育成、市全体の中での支援体制の整備を進めていく必要がある。	発達障害者支援センターを19年度中に設置・新設の地域療育センターに児童期を専門とするセンターを併設。	健康福祉局	障害福祉課
	「地域の子育て支援」のキーステーションとして、保健福祉センター、障害児地域療育センターの連携により、専門的なコーディネート体制の確立に努めます。	未実施	現在、保健福祉センターでは、障害者自立支援法に基づくサービスの支給決定を行っているが、地域療育センターとの連携については、乳幼児健診との連携にとどまっている。また、障害者自立支援法の施行により、平成18年10月より、児童福祉施設の利用については、措置から利用契約制度に移行するので、引き続き連携を図り協力体制を確立する必要がある。	障害者自立支援法の施行に伴い、児童相談所も含めた支援のための体制づくりと連携を図っていく。	健康福祉局	障害福祉課
	障害が疑われる子どもを対象とした地域の子育てグループなどへの支援を進めます。	グループ指導が効果的である場合については、小集団によるグループ指導により効果的に支援を実施した。	軽度の発達障害児の相談が増加しているため、一般の子育て支援とも連携した十分な相談体制の確立が今後の課題である。	基本的には、個別の指導が必要であるが、集団的係わりが必要な児童についてはグループによる指導を実施する。	健康福祉局	障害福祉課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
障害のある子どもへの総合的支援	幼稚園、保育所における障害のある子どもの受入れを促進します。	保育所においては、公民とも全園で障害児の受入れを行っており、平成18年度は、69か所で138人の障害児が入所した。障害のある子どもの成長発達を支援するため、専門相談員による巡回相談を行うとともに、障害児担当職員に対する研修を実施した。	最近ADHDや集団になじめない等の「特別な支援を必要とする子ども」が非常に多く、保育が難しくなってきた。巡回相談専門相談員に助言をしてもらい園全体で取り組んでいる。	継続実施する。	健康福祉局	保育運営課
		平成16・17年度文部科学省の委嘱研究を受け、幼稚園における特別支援教育についての研究を行った。研究では、教育・保健・児童福祉にかかわる関係機関と連携・協力をとりながら進めていった。研究は終結したが、引き続き、教育・保健・児童福祉の関係者の委員で構成する「幼児特別支援教育連絡会」を設置し、川崎市における0歳から就学移行期までの一人一人のニーズに合った育ちを保障するために必要な支援の方法の具現化を図ることを目的に、2回の会議を実施した。また、2～3歳、4～就学前の幼児を対象にした「親子グループ活動」を実施した。スーパーバイザーの指導を受けながら、ボランティアとともに年間5サイクル（1サイクル6回）を行い、延べ39組の親子が参加した。	私立幼稚園においては、特別支援教育への理解や研修、教育内容・支援体制の充実をすすめているが、各園の障害児の受け入れはさまざまである。親子グループ活動については、実施に際しボランティアの協力が不可欠であるが、その協力要請が困難である。一方会場が幼児教育センターに限られているために要望の多い他地域開催への実施が急務である。	幼稚園における障害児の受け入れの促進を図るために、障害への理解を深めるための研修事業の充実や障害児を受け入れている園への支援体制の構築に努める。また、障害児のみならず特別支援教育の対象となる園児へ向けての支援体制についても同様の取組を進める。親子グループ活動については、地域での要望に応えるために、実施場所やボランティアの確保、募集の方法などを考慮した早期の立ち上げをすすめる。	教育委員会事務局	総合教育センター 幼児教育センター

(5) 経済的負担の軽減

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
幼稚園等の保育料負担の軽減	私立幼稚園に通園する園児の保護者に対し、その負担を軽減するため、保育料等の補助を行います。	国の制度改正に伴う第2子以降の補助対象の拡大、補助単価増額を実施した。また、平成19年度は国のさらなる制度改正が行われ、小学校1・2年生や保育所及び認定こども園を利用する兄弟のいる園児についても第2子以降の補助額が適用されることについて対応した。	私立幼稚園保育料等補助金については、国の補助制度である就園奨励費において実施されているが、補助率の削減等により市の財政負担が増大する中、補助制度の継続及び市の単独事業の充実が課題となっている。	国の制度拡大へ対応し、確実に国庫補助制度を維持継続するとともに、市単独事業の充実など、一層の保護者負担の軽減に努めていく。	教育委員会事務局	学事課
		幼稚園（幼稚園類似の幼児教育施設）に在籍する幼児の保護者に対して保育料の補助金を交付し、幼児教育の増進を図ります。	事業対象幼稚園37園の在園児保護者に対し、414件の保育料補助金を交付した。	対象園の要件見直し検討も視野に入れ実施していく必要がある。	継続実施する。	健康福祉局
教育費の援助	経済的理由により就学が困難な家庭に対して、経済的援助（就学援助制度）を行います。	小学校3,849人（5.72%）、中学校2,227人（8.83%）、計6,076人（6.57%）に対し、経済的援助（就学援助制度）を行った。	就学援助における認定者数、認定率とともに近年の経済的不況の影響によって年々増加してきている状況となっている。	法的、制度的にも保障されている事業であり、必要としている世帯に対し、必要な援助を行っていく。	教育委員会事務局	学事課
		経済的な理由のため、修学が困難な高校・大学生に対し、奨学金を支給（貸与）します。	高等学校奨学金募集定員の見直しを行った。平成17年度募集定員400人 平成18年度募集定員350人	奨学金事業の見直しを図り募集定員の削減を行っている反面、近年の不況等の経済状況から応募者が増加し、競争率が高くなり応募者の状況は厳しくなっている。	今後は、限られた原資を考慮し、真に奨学金を必要とする者に対し、適確な支援を実施していく。	教育委員会事務局
医療費等の支援	小児医療費助成、重度障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、小児ぜん息患者医療費助成、小児特定疾患医療費助成等を実施することにより、子どもの健康と福祉の増進を図ります。	小児医療費助成制度は、平成19年1月に入通院助成対象範囲を小学校就学前まで拡大し、制度の拡充を図った。また、小児特定疾患医療費助成は、平成17年4月に国の要綱に基づき実施していたものから児童福祉法に位置づけがなされた。これに際して、対象疾患の拡充及び見直し、重症患者への重点化、自己負担の導入を行ったが、平成18年度は2年度目となるため事業が安定化されてきた。	小児医療費助成制度は、所得制限の撤廃や助成対象範囲のさらなる拡大等の要望が多数寄せられている。	小児医療助成事業は、事業を着実に実施しつつ、県の制度改正の動向を踏まえて事業を見直していく。また小児慢性特定疾患医療助成については、平成19年度から、福祉サービスとして受給者を対象とした日常生活用具の支給（7月から）と、受給者や養育者に対する相談指導事業（4月から）を開始し、制度の一層の充実強化を図っていく。	健康福祉局	福祉医療課 こども家庭課
		経済的理由で入院することが困難な妊産婦を援助する入院助産制度を実施し、経済的負担の軽減を図ります。	経済的理由で入院することが困難な妊産婦75名に入院助産制度を活用し、経済的負担の軽減を図った。	制度実施の施設の確保が必要である。	必要な市民が活用できるよう、制度の周知を図る。制度実施の施設の確保に努める。	健康福祉局
児童手当制度等の充実	児童手当については、支給額の増額、支給対象年齢の拡大等、制度改正に伴う国庫負担区分の見直しを、また、児童扶養手当についても、父子家庭も含めた支給範囲の拡大、所得制限の緩和を国に要望します。	児童手当を含めたさまざまな次世代育成支援の着実な推進を図るため、「大都市民生主管局長会議」や「指定都市市長及び市議会議員長の連名による要望」などにより、国に制度の充実を要望した。	制度の改正などを含め、今後の国の動向に注視が必要である。	国の少子化対策等により、児童手当は、平成19年4月から3歳未満の支給額が一律10,000円となる。	健康福祉局	こども家庭課

基本目標 3 子育て家庭を支援する地域づくり

(1) 地域における子育て家庭への支援

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
区における子育て支援の拠点づくり	区役所を子育ての総合的な支援拠点として整備し、区を主体として、それぞれの地域特性を生かした子育て支援を展開します。 平成17年4月から各区にこども総合支援担当を配置し、区役所を総合的な子ども支援拠点として整備した。	区内の関係機関・施設や子ども支援関係団体の代表者で構成する「川崎市こども総合支援ネットワーク会議」を設置し、関係機関や関係団体と連携した子どもの安全確保対策や、日本語を母語としない子どもの支援を実施した。	特になし。	引き続き関係機関の連携を拡充するとともに、「川崎市こども総合支援ネットワーク会議」を基盤にした市民活動団体との協働を図っていく。	川崎市役所	こども総合支援担当
		区内のこども支援団体、関係機関の代表者で構成する「幸区こども総合支援ネットワーク会議」を6月に立ち上げ年3回、情報交換や各活動の相互協力支援策の検討を行った。また、こどもに関する課題を検討するために実務者による部会を開催した。	実務者による部会で関係機関の連携の重要性を認識できたので、今後も連携を強化するためには会議等を継続して取り組む必要がある。	ネットワーク会議の充実を図る。	幸区役所	こども総合支援担当
		平成18年4月に、こどもに関わる相談業務（母子健康手帳の交付を含む）を一本化し、「こども相談窓口」を開設した。（参考）平成18年相談窓口受付件数（567件） 母子健康手帳交付、保育所相談、転入者への情報提供を除く ・乳幼児相談 252件・小中学生相談 183件・高校生、その他相談 132件	平成20年度に向けた、こども総合支援体制拡充が必要である。	平成18年4月に開設した「子ども相談窓口」を充実し、窓口業務と関係部署との連携強化を図ることで、子ども支援の展開を進める。	中原区役所	こども総合支援担当
		区内のこども支援関係機関等で構成する「高津区子ども・子育てネットワーク会議」を運営し、年6回開催した。また、区民の自主的な活動を支援するための「高津区民活動等支援推進会議」の「子ども・子育て支援部会」を開催して、庁内関係部署の連携調整を図った。現在就学後の子どもの支援については、区民の自主的な活動である地域教育会議との連携を強めるとともに、区内の教育関係NPOとの話し合いの場を設けた。なお、幼保小の連携は幼児教育センターが交流の場を提供しているので、保育所の参加を促すなどの支援を実施してきた。	高津区内の子どもの支援施策の充実を図るため、関係機関や関係団体等の連携強化が必要である。	子どもを支援するためのネットワークを活用しながら子どもの支援施策の充実を図るとともに、平成20年度に向けた総合計画第2期実行計画の検討を行う。	高津区役所	こども総合支援担当
		区内の子どもに係わる関係機関、団体等との意見交換や情報収集、行事等への参加により現状把握を行った。また、区役所を総合的な子ども支援の拠点とすることを目指し、こどもに係わる関係機関、施設、団体等の代表者により構成する「こども総合支援関係者懇談会」を開催し、地域における子ども支援体制の構築を図った。	区内の子育て支援の取り組みにも地域差がみられるが、関係機関・団体が各々の特性を生かしながら、支援を進めていくことが必要である。	平成19年4月から「こども相談窓口」を新たに設置するとともに、子どもの総合支援に向けて、こども総合支援担当の機能強化を図る。	宮前区役所	こども総合支援担当
		事務局を含め28の団体及び機関の子育て関係者で構成する会議を6回開催した。連携会議を構成する者相互の情報交換を促進し、主催する諸事業・諸活動を相互に協力・支援し合い、区内の子どもに関する諸事業・諸活動について意見交換などを行った。	子どもに関する会議が多く、参加者も重複しているので整理する必要がある。	平成19年度も連携会議を2か月に1回程度開催する。情報交換、意見交換についてはある程度できたので、相互協力・支援について検討、実施していく。	多摩区役所	こども総合支援担当
		平成18年4月から「こども相談窓口」を開設し、円滑な運営のために関連機関との調整を行った。また、麻生区子ども関連ネットワーク会議を設置し、年3回実施した。地域の大学との連携や、子育て支援センターと地域が協働で行う多摩沿線の子育て支援についての協議・検討を行った。	多摩線沿線の開発が進み、子どもの人口流入・増加が考えられる。区内の子育て支援施策の充実を図るため、関係機関や団体の連携と調整を行なう必要がある。	麻生区子ども関連ネットワーク会議の活用と連携を図り、子ども・子育て支援の充実を図る。	麻生区役所	こども総合支援担当
		区内における子育て関連施設等の連携体制の構築により、地域のだれもが安心して子育てができるよう支援を強化します。	区内の関係機関・施設の代表者で構成する「川崎市こども総合支援連絡会議」を開催し、各機関等の連携策の協議・検討を経て、所管局の枠を超えて子どもの成長に沿った継続的な支援を行うために、幼稚園、保育園と小学校の連携事業で、意見交換会や小学校教諭による保育園での実地研修や地域子育て支援センター、市立保育園と共同した男性の育児参加促進事業を行った。	民間の関係組織は「区」を単位とした子どもの総合的な支援事業の認識が不十分であるため、これらの組織への関係局による周知が求められる。	引き続き関係機関等との連携体制を拡充していく。	川崎市役所
平成18年7月末から8月末の期間に小学校教諭の公立保育園実習体験研修を実施し連携を図った。また、区内小学校と保育園による就学にむけての連絡会等を実施した。（平成19年2月から3月）子ども教育相談員、家庭相談員、子ども総合支援担当によるこども支援相談連絡会は随時、主任児童委員と保育園、小学校教諭の連絡会は年3回実施した。	関係機関との情報交換等、継続的な連携が必要である。	公立保育園をはじめ私立保育園等を含めた小学校との連携を図る。	幸区役所	こども総合支援担当		

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
区における子育て支援の拠点づくり	区内における子育て関連施設等の連携体制の構築により、地域のだれもが安心して子育てができるよう支援を強化します。	中原区における子育て支援を推進し、保護者や支援に関わる機関や団体の情報交換及び相互協力等を行うため、乳幼児(未就学児)を対象とした「子育てネットワーク」と、就学児以上を対象とした「子ども支援ネットワーク」を立ち上げた。 ・子育てネットワーク会議4回開催、24団体(機関)が参加 ・子ども支援ネットワーク会議3回開催、23団体(機関)が参加	昨年度に立ち上げた各ネットワーク会議の充実を行い、効果的な子ども支援の推進を図る。	事務局運営を行政主導から地域主体への可能性を検討する。	中原区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課
		区内の主任児童委員、保育所、幼稚園、自主サークル、地域教育会議等の代表者で構成する「高津区子ども・子育てネットワーク会議」を6回開催して、各機関等が有する情報の共有化、抱える課題に向けた検討を行ってきた。	区民の主体的な参加と関係機関が同じ視点にたった課題の理解と解決が求められる。	各団体等との連携を強化する中で、参加と協働のより一層の推進を図る。	高津区役所	こども総合支援担当
		こどもに係わる関係機関、施設、団体等の代表者により構成する「宮前区子育て支援関係者連絡会」(隔月に開催)に参画し、地域における子育て支援に関する情報の共有化、課題の検討等を行った。また小学校区ごとに「子ども安全・安心協議会」を設置し、アンケート調査を実施して子どもに関する防犯の取り組み状況を把握し、地域による見守りパトロール等の実施・拡充を図った。	地域との協働による子ども見守りパトロール等の実施・拡充の方法、実施するための連携をどのように持つかが課題である。	会議の継続的開催(隔月に開催)及び地域で子どもを守るための区内での統一行動を計画し、継続して実施する。	宮前区役所	こども総合支援担当 総務企画課 地域振興課 保健福祉サービス課
		子どもが親と安心して遊べる場の確保 家庭で保育する親等の支援 子育てに関する情報提供の充実 ネットワークの構築、それぞれの課題に沿って関係機関・団体と連携して事業実施を行った。相談(子育て、障害、不登校、虐待等)体制については「こども相談窓口」の設置に向けて保健福祉サービス課と調整した。区民会議にこども総合支援連携会議の委員を推薦した。	ネットワーク構築のために「こども総合支援連携会議」を設置したが、構成する機関・団体が28あり、対象年齢も広いので、会議を効率的に機能させるためにどのような進め方をすればよいか課題である。	関係機関等と連携して、改善にむけて対策を講じていく。	多摩区役所	こども総合支援担当
		区内の民生委員児童委員・子ども会等の団体、子育てサークルやボランティア・障害児のサークル等区民の代表、区社会福祉協議会・保育所・幼稚園・学校・区役所内関係各課等30名の委員による「麻生区子ども関連ネットワーク会議」を設置し連携と情報の共有化、課題に向けての検討を図った。	麻生区子ども関連ネットワーク会議で情報交換を行い、相互の状況理解を深め連携を強化する。	区内でより連携を深め、子育て関連施設の充実や有効活用の調整、関係機関が連携しての子育て支援策の構築が行われるようネットワーク会議の継続開催を行う。	麻生区役所	こども総合支援担当
		親子が気軽に集い、子育て情報の提供や相談の場としての地域子育て支援センター(旧子育て広場含む)を拡充します。また両親とともに利用できるよう、土曜・日曜に行事等を開催します。	平成18年4月に「さぎ沼なごみ保育園」内(宮前区)に、市内18か所目となる地域子育て支援センター「ベジブル」を開設した。また、地域子育て支援センター担当者会議を毎月行い、各支援センターの特徴を出しながら連携をとり地域のニーズに応えた。地域子育て支援センターの土曜・日曜の開催については、「ふるいちば」にて土曜開催を一部実施した。	土曜、日曜の開催については、内容の検討を行う。	地域子育て支援センターの特徴を出し、継続実施する。	健康福祉局
親子が気軽に集える場の提供	地域子育て支援センターふるいちばを試行的に平成18年5月から平成19年3月までの毎月第3土曜日を開所。時間：午前9時30分から午後3時まで。対象：0歳児から就学前の児童と保護者。保護者総数からみた父親の利用割合は5月当初は28.9%だったが、18年度の月平均は32.0%。この結果から土曜日に利用する父親の増加がみられた。また平日の父親利用者数も増加した。	11月に土曜日開所についてアンケートを実施したが、安全、安心して遊べる場所の提供に伴う回数が増え望む声が多かった。	継続して土曜日開所実施を目指す。	幸区役所	こども総合支援担当	
	民生委員・児童委員や社会福祉協議会、市民自主グループ等が地域の中で主体的に実施している子育てサロン等を促進、支援します。	地区民生委員・児童委員協議会が主体となり運営している子育てサロンは5か所(渡田、大師、田島、小田、中央地区)にある。まちづくりクラブ、母親クラブ他民間活動団体などによる支援活動がある。児童・家庭支援担当保健師が参加し、子育てについて専門的な立場から助言等を行ったり、運営上の側面的支援を行っている。地域福祉計画に基づき「まちの縁側」を4か所開設し、こどもから高齢者まで世代間の交流を行なっている。また田島地区・大師地区ではサロンを運営している民生委員・児童委員の交流会・学習会を実施。	運営している民生委員・児童委員の主体性を活かしながら側面的支援を行なっていく。また、今後開設の増加が見込まれるので、効果的な関わりの検討が必要である。	引き続き保健師の専門性を活かした支援を行う。	川崎区役所	保健福祉サービス課
	日吉地区5か所の町会で「赤ちゃん相談」を実施した。育児相談を実施するボランティア対象に「ボランティア研修会」を実施し、子育てに悩む母親の理解を深めるよう支援した。日吉地区赤ちゃん相談や、地域の子育て支援者のPRの場として赤ちゃんはいはいあんのつどいを行った。また、新しい子育ての立ち上げを支援した。	サポートしているボランティアの世代交代を視野に入れながら、支援していく必要がある。	世代間の交流も図りながら継続して実施していく。また、新しく立ち上げた子育てサロンが地域に定着できるように支援していく。	幸区役所	保健福祉サービス課	
	社会福祉協議会の地域ごとの地区子育て支援推進委員会で開催する子育てサロンは、14会場で開催されており、平成18年度には146回、参加親子延数は9,372人、従事したスタッフは、役員・ボランティア延総数は2,085人であった。また、今年度から事務局をこども総合支援担当に移管し、保健福祉センターや保育所等との職員派遣等の調整役を担った。さらに、こども文化センター等を会場とする子育てグループが、自主的な子育てサロンやグループ活動を展開しており、これに、保健福祉センター職員や、保育所職員が支援・協力した。	事務局体制を移管し子育てサロン等への支援の充実を図り、子育てサロン参加者の持つ子育て力をもっと引き出す内容にしていく必要がある。	子育てサロンの充実、サロンの場を活用した世代間交流等を計画していく。	中原区役所	こども総合支援担当 地域保健福祉課 保健福祉サービス課	
	高津区社会福祉協議会が開催している子育てサロン「きらり」に、地域子育て支援センター及び保育園職員等を派遣し、支援している。さらに、こども文化センター等で実施されている自主グループの活動に、7会場延63回、要請に応じて地域子育て支援センター職員等を派遣して支援を行った。	子育てサロン等の参加者の意欲・意識の向上が課題である。	各団体が地域で実践している子育てサロン等との連携を強め、必要に応じて支援をしていく。	高津区役所	こども総合支援担当	

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
親子が気軽に集える場の提供	民生委員・児童委員や社会福祉協議会、市民自主グループ等が地域の中で主体的に実施している子育てサロン等を促進、支援します。	地域の子育て中の親子が集う「場」として、こども文化センターを会場とし、地区民生委員・児童委員、主任児童委員が中心となり月1回開催している「子育てサロン」に保健福祉サービス課保健師、保育園の保育士を派遣し、子育て講座・遊びの紹介等の支援を行っている。	「サロン」の継続的な開催及び参加者と支援者の交流をどのように進めるかが課題となっている。	地域の子育てサロンの充実、地域における世代間の交流の場の拡充を図る。	宮前区役所	こども総合支援担当 保健福祉センター
		区内の子育て広場・子育てサロン等の利用について各関係所管等が連携し、情報の広報等を行ない、利用者の増加を図った。また、親子の集いの場「ママとあそぼう パパもね！」は、3地区で年間24回行い、合計約950名の親子が参加した。	多摩区全域での支援が十分にできているか検証が必要である。	今後も公立保育所園長会、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会等と連携して3地区で毎月1回ずつ親と子の集いを開催する。さらに地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会等が主体的に実施しているサロン等へも協力・支援をする。また、保健福祉サービス課のママ'Sサロンとも相互に連携し、区内の子育てグループによりよい支援・連携ができるようにする。	多摩区役所	こども総合支援担当
		麻生区内には民生委員・児童委員が実施している子育てサロンが5か所ある。平成17年度と18年度、60の子育て関連サークルについてアンケートを依頼し回答を得た。その調査を元に子育てサークル代表者の交流会を区社会福祉協議会子育て支援部会と実施し、意見交換を行った。子育てサロンを含むサークルが活動しやすい環境をつくるため、区内こども文化センターとの意見交換を行った。	子育てサロンが安定的に運営され、保育等の定期的な学習等を支援する。継続的に意見交換をしていく必要がある。	平成19年度以降も、子育てサークル支援や、子育てサロンの研修、子育て支援センターとの協力での遊びや子育ての学習等を継続する。	麻生区役所	こども総合支援担当
		こども文化センターにおいて、乳幼児がより利用しやすくなるよう施設の整備を図ります。また、子育て相談などができるよう職員の専門性の向上を図ります。	各区の保健福祉センターやこども総合支援担当とさらに連携し、支援の充実を図る。	引き続き、クラブ室以外の部屋においても、順次床の改修を実施するため、こども文化センター施設整備計画に沿って整備していく。	市民局	青少年育成課
育児サポートの充実	市民同士が互いに子育て支援する「ふれあい子育てサポート事業」について、子育てヘルパー会員を増やし、より多くの援助活動ができるよう充実を図ります。 <子育てヘルパー 平成16年度480人 平成21年度1,000人>	ふれあい子育てサポート事業について、年4回の子育てヘルパー養成講座を開催し、子育てヘルパー240名を養成した。	昨今、子どもの安全に対するニーズが高まり、保育所の迎えや小学校からの帰宅時にこの事業を利用する件数が多くなってきている。利用会員及びヘルパー会員に対し、年度当初に会員継続の意思確認をしているが、ヘルパー会員は、継続会員と年度内に養成する人数を加えても微増にしかっていない。	年3回の子育てヘルパー養成講座を開催し、会員を着実に増やしていく。	健康福祉局	こども計画課
		産後間もない核家族等に、身の回りの世話や育児の援助を行う産褥期ヘルパー派遣事業を実施します。	サービス提供する事業者の数が、区によってバラツキがあり、今後、偏在のないようにするために事業者の育成を進めていく必要がある。	事業者の育成を図りながら継続して実施する。	健康福祉局	こども計画課
民生委員・児童委員、主任児童委員活動への支援	民生委員・児童委員、主任児童委員の地域における子育て家庭への相談・援助活動を支援するため、研修等を充実します。	民生委員・児童委員、主任児童委員の地域における子どもや子育て家庭への相談・援助活動が円滑に行われるよう、川崎市民生委員児童委員協議会へ研修費の補助を行った。 【平成18年度研修実績】主任児童委員研修会、新任民生委員児童委員研修会2回、児童委員研修会、中堅民生委員児童委員研修会、地区民生委員会長・副会長・会計研修会を実施。また、全国主任児童委員研修会へ8名、全国児童委員研究協議会へ3名が参加。	複雑・多様化する子ども家庭問題に的確に対応するため、さらにきめ細やかな研修を実施する必要がある。	引き続き、川崎市民生委員児童委員協議会と連携しながら、民生委員・児童委員、主任児童委員の資質の向上を図る。	健康福祉局	地域福祉課
保健福祉センター、保育所、幼稚園等における地域子育て支援機能の充実	保健福祉センターの専門性を活用し、地域が主催する子育て講座等へ講師を派遣するなど支援を充実します。	地域子育て支援に定例の講座を開設し、育児相談やこどもの育ちに必要な支援や時々話題を保護者に提供している。支援を必要とする子や親（保護者）に支援を継続しフォローアップしている。	機関連携の強化。個人情報保護の観点から、こども支援関係の各機関、施設及び民生委員児童委員などとのこどもに関する情報の受け渡しに充分注意する必要がある。	継続実施する。	川崎区役所	保健福祉サービス課
		「すすく講座と育児相談」を地域子育て支援センターふるいちばにおいて10回実施した。日赤奉仕団主催事業に、保健師が参加し親子遊びと育児相談を5回実施した。	要請に応じるため保健福祉センターからの派遣職員等の調整が必要である。	地域子育て支援センターふるいちばは継続実施する。日赤奉仕団については要請があれば派遣する。	幸区役所	保健福祉サービス課
		地域で開催されている子育てサロン・子育て支援センターすみよし・子育てグループの自主活動等に、保健福祉センターの医師・歯科医師・保健師・栄養士・歯科衛生士等を派遣している。また、保育所の保育士や栄養士も要請に応じて地域支援に赴いている。	要請に応じた専門職の職員を派遣するための調整が必要である。	地域の要請には今後も可能な限り応えていく。	中原区役所	こども総合支援担当 地域保健福祉課 保健福祉サービス課
		地域子育てサロン、子育てグループ、地域子育て支援センター等に保健福祉センターの保健師・医師・看護師・栄養士等を派遣し、子育てに関するアドバイスをを行った。	支援内容の検討と講師の調整が必要である。	関係機関や自主グループとの連携をさらに深め、対象者に適した内容で実施できるよう努めていく。	高津区役所	保健福祉サービス課
		地域の主任児童委員等が開催する「子育てサロン」や自主子育てグループ等が主催する「赤ちゃん広場」(月1回、区内8か所にて開催)等に保健師や保育士、栄養士を派遣し、育児に関するアドバイスや遊びの紹介等を実施し、支援を行っている。	支援内容及び実施方法の検討が必要である。	対象とする支援グループの拡充と、新たな場の開拓や運営の担い手の育成も目指し、継続的に実施する。	宮前区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
保健福祉センター、保育所、幼稚園等における地域子育て支援機能の充実	保健福祉センターの専門性を活用し、地域が主催する子育て講座等へ講師を派遣するなど支援を充実します。	保健福祉センターと主任児童委員が行っている5地区7か所の子育てサロンに対し、保健師等を派遣した。また、他のサロンや広場等からの要請に対し保健師や保育士等を派遣した。	派遣について、すべての要請に応えることは困難なため、保育所、地域子育て支援センター等とも連携が必要である。	関係機関、市民グループとの連携をさらに深め、専門性を生かして、さらに支援を充実させていく。	多摩区役所	保健福祉サービス課
		保育所や地域子育て支援センター、子育てサークルの要望に応じて、保健師や助産師の定期的な派遣を行なっている。また、地域子育て支援センターと保育所の職員で、子育てや遊び等の講座を実施した。	派遣の要請に順次こたえるため、区内の全体状況を把握し内容と講師の調整をする必要がある。	関連機関で調整を行いながら、支援を継続する。	麻生区役所	こども総合支援担当
	幼稚園の在園児を正規の教育時間終了後も引き続き預かる「預かり保育」を推進します。	私立幼稚園の預かり保育について、補助金を交付した。平成18年度末において、市内の私立幼稚園85園中59園にて預かり保育が実施されている。	預かり保育に際しては、その延長時間や夏季休業中の問題、担当職員の人員費や、事業主体（私立幼稚園経営者）等の課題がある。	引き続き、推進していく。	教育委員会事務局	学事課
	保育所や幼稚園において園庭開放や地域の子どものとの交流、子育て相談、保育参加などを行い地域における子育て家庭を支援します。	教職員の子育て支援研修を通して、特に特別支援に関する研修に重点をおき、その重要性和望ましい支援の手立てについての理解を深めた。幼稚園では、地域のニーズに合わせて園庭開放や預かり保育などに取り組んでいるところも多い。	子育て家庭のおかれている状況は、家庭・地域環境により様々である。各幼稚園が地域の実情に即した、子育て支援が展開されるよう研修内容・方法の充実が必要である。	今後の幼稚園における子育て支援事業に生かせるように、園訪問や研修事業にて子育て家庭のおかれている状況や市内外の幼稚園が実施している子育て支援事業を伝えるなど、研修内容・方法を工夫する。	教育委員会事務局	総合教育センター 幼児教育センター
		保育所においては園庭で、親子が自由に遊んだり、保護者が子どもが遊んでいる様子を見守りながら他の保護者と情報交換をしたり、保護者が保育者に気軽に子育ての相談を出来るなど、子育てにホッとできる時間をつくり、再び子どもと向き合えるように支援を実施した。また、移動動物園や人形劇等のイベントを実施し、多くの親子が参加した。園により身体測定や絵本の貸し出し等実施している所もある。	雨天時の保育所内利用の問い合わせがあるが、日常においては園児がいるため空スペースがない。（地域子育て支援センターを紹介している。）	引き続き各園でできる支援をしていく。	健康福祉局	保育運営課
児童福祉施設等の養育機能や地域の子育て資源を活用し、保護者の疾病、出産等により家庭における養育が困難になった子どもを一時的に養育するショートステイ事業を拡充します。また、保護者が残業等により不在となり、家庭での養育が困難になった子どもを保護者が帰宅するまでの間預かるトワイライトステイ事業を実施します。	ショートステイ事業を、しゃんぐりらベビーホームで実施した。	ショートステイ事業の広報を強化する必要がある。	トワイライトステイ事業の実施に向け検討及び準備作業を進める。	健康福祉局	こども家庭課	

(2) 相談・情報提供の充実と子育てネットワークづくり

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
相談体制の充実	市民の子育てについての相談に的確に対応するため、相談窓口の役割を明確化するとともに、市民にわかりやすく広報し、相談体制の充実を図ります。	中原区及び麻生区において「こども相談」窓口を設置した。また、複雑・多様化する相談等に総合的に対応し、専門的、機能的な相談機関としてこども家庭センターを設置した。	子どもに関する市民からの相談に的確に対応し、支援するための体制整備を引き続き進めていく必要がある。	平成19年度は、全区に「こども相談」窓口を設置する。	健康福祉局 各区役所	こども家庭課 こども家庭センター こども総合支援担当
	乳幼児をもつ家庭の身近な相談窓口として、保育所、幼稚園の専門性や地域性を活用し、相談事業を進めます。	公立幼稚園では、入園希望者や在園児の保護者の抱える不安や心配に対し、保護者の気持ちの理解を図りながらアドバイスや必要な機関の紹介を行っている。また、私立幼稚園においても相談事業を行っており、幼児教育センターにおける相談事業との連携にむけ試行を行った。	保護者の置かれている状況により、抱える問題や課題が異なることから適切な対応を行うためには、相談技術の向上や市内にある社会資源への知識が必要とされる。このことから、保護者の相談に対応できる資質や技術向上のための職員研修が重要と考える。	現在の幼稚園の相談事業は、在園児が主であるが今後は未就園児の保護者への積極的な支援も視野に入れる必要がある。研修事業などを通して、教職員の相談の資質と技術の向上を図りながら、幼稚園における相談の充実に努める。	教育委員会事務局	総合教育センター 幼児教育センター
		保育所全園において、地域の子育て家庭の身近な相談窓口として、2,500件以上の相談に応じた。	相談事業の園による相談件数のばらつきがあるため、保育相談実施のPRを工夫する。また相談内容の多い食事面や生活習慣面について「ワンポイントアドバイス」等のチラシを配布し参考にしてもらう。気軽に相談できる雰囲気作りに配慮する。	継続実施する。	健康福祉局	こども計画課 保育運営課
	子育てに関するさまざまな相談に応じられるよう、相談員の専門性の向上を図るため、研修を充実します。	家庭相談員に対し、家庭児童相談研修・連絡会6回、神奈川県都家庭相談員連絡協議会研修・連絡会5回、全国家庭児童相談研修・連絡会1回を実施した。また、子ども教育相談に対しては、子ども教育相談研修・連絡会を7回実施した。	研修の内容を検討・充実させるとともに、児童相談所や関係機関との連携の強化を図る必要がある。	研修の内容を検討する。児童相談所や関係機関との連携の強化を図る。	健康福祉局	こども家庭課
	相談内容により、より適切な窓口の紹介ができるよう、相談機関連絡会等の設置による連携・相互支援の強化を図ります。	家庭相談員と児童相談所との連絡会を開催し、連携を図った。	区と児童相談所との連携をさらに図っていく必要がある。	区と児童相談所との連携を引き続き図る。	健康福祉局	こども家庭課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当	
相談体制の充実	児童相談所における相談支援の強化、夜間・休日の電話相談や里親からの緊急連絡体制を確立するなど機能強化を図ります。	こども家庭センターを整備し、児童相談所の相談の強化を図った。また、こども家庭センターで実施しているヤングテレホン相談、思春期保健電話相談と連携し、相談業務の充実を図った。	児童相談所とこども家庭センターの機能をさらに強化する必要がある。	児童相談所とこども家庭センターの機能強化を引き続き図っていく。	健康福祉局	こども家庭課	
子育て情報の提供の充実	子育てガイドブック（全市版、区版及び外国語版）を作成し、子育て家庭への情報提供を充実します。	全市版「かわさきの子育てガイド」23,000部作成し、子どもを出産する世帯を中心に母子健康手帳と併せて配付した。	各区で「区版子育てガイドブック」を作成しており、区内のことをより詳細には掲載しているが、全市版における共通性と各区版における独自性をどのように切り分けるかが課題となる。	継続実施する。	健康福祉局	こども計画課	
		子育てガイドを12,000部作成した。	掲載情報の更新が必要になった時に即時に変更できず、2～3年毎の改定版の発行を待たなければならない。	外国人が一番多い区として、平成19年度子育てガイドの外国語版（簡略版）を作成する。	川崎区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課	
		平成18年9月と平成19年3月に『「みる」子育て情報さいわい』を各8,000部計16,000部発行した。4人の区民ボランティアと協働で企画から編集までを作成し、子育て関連施設や町内会に配布した。	就学前だけではなく、幅広く子どもの育ちを見ることができるとの情報紙も必要である。	『「みる」子育て情報さいわい』の対象年齢を広げた情報紙を作成する予定である。	幸区役所	こども総合支援担当	
		子育て中の区民や関係機関・団体職員からなる「中原区子育て情報誌作成委員会」により、区内の子育てに関する情報を掲載した、中原区子育て情報誌「このゆびと～まれ」を発行した。	今後、継続的な情報収集を行い、定期的（2年ごと等）な改訂版の発行を進めていくことが必要。外国籍住民に対する情報提供の充実を図る必要がある。	平成20年度の改定版発行に向けた、情報収集等の作業を開始する予定である。	中原区役所	こども総合支援担当 地域保健福祉課 保健福祉サービス課	
		高津区子ども・子育てネットワーク会議ホームページ部会の検討をふまえ、高津区子育て情報ガイド「ホッとこそだて・たかつ」を10,000部増刷し、新たに高津区へ転入した子育て家庭や乳幼児健診等で配布を行った。	情報内容の改訂・更新を行う必要がある。	制度改正などに伴い、高津区子育て情報ガイド「ホッとこそだて・たかつ」を改訂していく。	高津区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課	
		子育て中の母親が中心となり、平成18年3月に子育てガイドブック「とことこ」改訂版を作成し、区民をはじめ各関係機関に配布した。	3年に1回の改訂のため、内容変更の対応が課題である。	他の子育て情報と併せて情報提供。	宮前区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課	
		平成17年3月「多摩区子育てBOOK」を改訂し10,000部作成し、母子健康手帳と一緒に配布した。また、乳幼児を持っている多摩区への転居者にも配布している。また、保健福祉センターの事業として、1～2歳児の子育てをしている地域の母親たちと協働で、育児情報交流新聞「ママズサロンたいむす」を隔月発行した。	子育てBOOKの改訂を行う必要がある。	「多摩区子育てBOOK」を平成19年度内に改訂版発行。「ママズサロンたいむす」は一定の目標を達し、今後は「多摩区子育てWebカレンダー」を基に子育て情報コーナーを充実させていく。	多摩区役所	保健福祉サービス課	
		平成19年5月に10000冊配布予定の子育て情報誌「子育てガイドINあさお」の編集作業を行った。また、子育て情報ペーパー「ハーモニランド通信」を年3回、各1000部配布した。	子育て中の区民が実行委員の主体となっており、委員構成が流動的であるため、役割分担や責任範囲などの課題がある。	継続実施する。	麻生区役所	保健福祉サービス課	
		子育てに関する情報のホームページへの掲載や子育て支援施設などにおける情報提供の充実を図ります。	市民向けのリーフレット「子育てを応援します」を8000部作成し、市内地域子育て支援センター、私立幼稚園、公私立保育所、市民館等の施設に配布し幼児教育センターで行っている「相談」「講座」等の紹介を行った。また、幼児教育センターのWeb発信を開始した。	最新情報の入手のために、他機関との連携の必要がある。	他機関とのネットワークづくりや、子育て家庭の実態把握などをすすめる、幼児教育センター事業に反映させ、充実に努める。	教育委員会事務局	総合教育センター 幼児教育センター
			2課1担当共同で内容を検討し（仮）川崎区子ども支援情報ホームページを作成した。 保健福祉サービス課とこども総合支援担当の共同で、関係団体による検討委員会を設置し、既刊のガイドブックの掲載情報を拡充するとともに区民が利用しやすく改訂し発行した。 年長児の入学準備啓発チラシ、新入学児・生の安全確保啓発チラシを配布し啓発を行った。	新築の大規模集合住宅などへ入居している「新住民」への情報伝達や地域とのコミュニケーション不足からくる孤立化防止が課題である。	ホームページを開設する。 ガイドブック改訂版の発行及び配布方法の拡充を行う。 啓発チラシの配布拡充を行う。	川崎区役所	こども総合支援担当 総務企画課 保健福祉サービス課
区内の子育て関連機関の協力を得て、区内の遊び場情報を児童・家庭支援担当で集約、作成し、子育て関係機関へ配布。単なる遊び場情報の提供だけでなく、育児不安の強い母親への支援の観点から情報提供を行った。保健指導にて活用している。	子育て中の親から、毎月の発行を待ち望んでいる声が多く、25日の発行は、期日厳守につとめている。また、子どもの生活リズムを考え、午前中の活動、外あそび、参加無料等の掲載に努めている。		・毎月の発行を待ち望んでいる声が強いため、継続発行を行っていく。 ・母子保健の観点から、遊び場情報のみでなく、子育てアドバイスの紙面づくりも行っていく。	幸区役所	こども総合支援担当		
『「みる」子育て情報さいわい』の発行に併せて、同紙を区ホームページに掲載した。	情報紙だけではなく、いろいろな媒体を使って子育て家庭や区民に情報提供することが必要である。		子育てに関するホームページの充実を図る。				
	既存の「おこさまっぷさいわい」をもとに、区民と協働で情報の更新を行った。5月に作成委員会を立ち上げ、区役所が中心となって情報収集を行った。作成委員会で検討し10月に増刷を含め8,000部を発行。区役所区民課での出生届時に配布するほか、市民館や区役所の窓口にて配布。	次回の作成に向けて、事業主体や検討メンバー等について検討する必要がある。	平成20年春に既存のメンバーにて検討会を発足し、「おこさまっぷさいわい」について検討していく。				

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
子育て情報の提供の充実	子育てに関する情報のホームページへの掲載や子育て支援施設などにおける情報提供の充実を図ります。	平成19年3月に区内の子ども・子育てに関する情報をホームページで立ち上げた。	区民が利用しやすい魅力のあるホームページづくり（修正）が必要である。	最新版の子育て情報が掲載できるように、関係団体との情報の共通化が必要である。	中原区役所	こども総合支援担当 総務企画課 保健福祉サービス課
		平成16年6月1日に開設した「ホッとこそだてたかつ」のホームページ上に、2か月ごとにイベント情報を知らせるための子育てかわら版を6回掲載した。また、イベント情報を周知すること及びパソコンを使用しない人のための情報提供として紙ベースで子育てかわら版を発行し、公共機関や金融機関の支店等で配布した。さらに、子育て情報を携帯電話で提供するためのサイトの4月1日立ち上げに向け検討を行った。	情報内容の改訂・更新を行う必要がある。	情報内容を充実するとともに、定期的な更新を行っていく。	高津区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課
		子育てガイドブック「とことこ」に掲載しきれない情報を、他の子育て情報と併せてこども・子育てに関する情報ホームページとして情報提供を行った。	情報量が多く、どこまでを掲載するか、内容の選択が難しい。	地域ポータルサイトで情報提供し、活用できるようにする。	宮前区役所	こども総合支援担当 総務企画課
		ホームページ「子育てWeb」があり子育てに関する情報が掲載されている。また、「子育て情報」コーナーを利用して、イベント等の情報提供を行なった。多摩区こどもページがアップされた。	必要な情報内容の検討、掲載スタイル等課題はあるが、市民が利用しやすいホームページにする必要がある。	「多摩区子育てWebカレンダー」を隔月更新する。「子育て情報」コーナーにも、子育て支援機関・団体と連携して情報提供ができるようにしていく。	多摩区役所	総務企画課 保健福祉サービス課
		麻生区のホームページ内に毎月の子育て施設の情報を掲載した「子育てカレンダー」を作成・更新(1回/月)を行っている。また、区役所のロビーに子どもに関する情報を一元化して区民へ提供する「こども情報コーナー」を設置し、毎月の更新と新規情報の提供を行った。さらに、市政だより等の広報誌での発信も行った。	子どもの情報を関係機関・団体・区民の方から定期的・継続的に提供をうけられるシステムづくりが必要である。	ホームページへの子どもに関する情報の掲載の充実を図る。こども情報コーナーでは、子育て情報を区民に一元化して提供する。また、資料化して活用できるようにする。	麻生区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課
子育てネットワークづくりの推進	子育て関係機関、団体、住民等が連携し、地域における子育てネットワークづくりや世代間交流を推進します。	「川崎区こども総合支援ネットワーク会議」6月に設置。全体会議3回、課題別部会延4回開催。「川崎区こども総合支援連絡会議」2回開催。「川崎区子育て支援関係機関連絡会」6回開催。10月に研修会開催「市民から期待される子育てネットワーク」10月「第6回川崎区子育てフェスタ」開催。（実行委員会）10月「異年齢児交流事業」実施。幼・保・小連携事業の実施。意見交換会2回開催。小学校教諭による保育園実地研修。	全体会議の開催回数は日程調整の関係から制約性があり、部会の進捗状況の全体的共有化が難しい。	「子育て支援関係機関連絡会」を現場担当者の会議として効果的役割が果たせるようにするとともに「こども総合支援連絡会議」「こども総合支援ネットワーク会議」との連携調整を図ることにより、官民によるネットワーク会議、関係機関・施設の長による連絡会議、担当者による連絡会と各級会議の機能を整理しながら有機的連携を図る。	川崎区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課
		幸区こども総合支援ネットワーク会議の部会として立ち上げ、実行委員会形式による「みんなで子育てフェアさいわい」を平成19年2月17日土曜日に開催した。実行委員会には、区役所・市民館・社会福祉協議会のほか、地域教育会議・公立保育所・地域子育て支援センター・民生委員児童委員協議会・赤十字奉仕団・更生保護女性会・ヘルスパートナー・ヘルスメイト、こども文化センター、区PTAが参加した。	ポスター掲示等による広報を、さらに積極的に行う必要がある。	区と区民が協働で行うフェアを次年度も継続する。	幸区役所	こども総合支援担当
		未就学児の保護者等を対象にした「子育てネットワーク」と就学児以上の児童等を対象とした「こども支援ネットワーク」を立ち上げ、それぞれの子育て支援の推進を図った。また、それぞれの交流の場として、「（第1回）なかはら子ども未来フェスタ」を開催した。	「なかはら子ども未来フェスタ」の会場設定等を含め、効果的なフェスタのあり方について検討を進める。	「なかはら子ども未来フェスタ」の運営を行政主導から地域主体での実施が可能かの検討を行う。	中原区役所	こども総合支援担当 地域保健福祉課 保健福祉サービス課
		区内の主任児童委員、保育所、幼稚園、自主サークル、地域教育会議等の代表者で構成する「高津区子ども・子育てネットワーク会議」を6回開催して、各機関等が有する情報の共有化、抱える課題に向けた検討を行なった。世代間交流についても、保育園児と地域の高齢者・小学校児童のふれあい活動が行われた。	地域の自主的・自発的な活動の継続への支援が必要である。	各団体等との連携を強化する中で、参加と協働のより一層の推進を図る。	高津区役所	こども総合支援担当
		地域の老人クラブ、主任児童委員、公立保育園、社会福祉協議会が連携し、平老人いこいの家にて、世代間交流「ひだまりニコニコ」を3回開催した。また、小学校区ごとの子ども安全・安心協議会を設置し（平成18年9月現在17小学校区のうち13小学校区で設置）、小学校の下校時など地域における子どもの防犯、安全のため、学校、PTA、町内会・自治会、防犯部、青少年指導員、老人クラブ、わんわんパトロール等による連携・協働した取組を進めた。	地域により対象となる子育て中の親子の参加が少ない。地域により、使用可能な会場の確保が難しい。また、地域の特色を活かした無理のない自主的活動を継続的に支援していく必要がある。	市民館との連携を図り、「家庭教育学級」と連動させ、継続的に世代間交流を行い、人間関係が深まるように開催することを検討中。また、内容の充実と実施回数を増やし、拡充を図る。小学校区ごとの代表委員を中心に連絡会議を開催し、取組情報や経験を意見交換・交流し、区内通信やHPで共有を図りながら地域での取組を推進する	宮前区役所	こども総合支援担当
		市民館が事務局になって、子育て支援会議を開催した。子ども支援関係機関、子育て支援団体、公立保育所、地域子育て支援センター等が2か月に1度集まり、情報交換を行っている。	構成に必要なと思われる地域のこども支援機関・団体を見直す必要がある。	平成19年度も実施を予定している。	多摩区役所	こども総合支援担当
		区内の子どもに関係する団体（民生委員児童委員・子ども会等）、区民の代表（子育てサークルやボランティア等）、区社会福祉協議会・各施設・区役所等の代表者による「麻生区子ども関連ネットワーク会議」を年3回開催し、情報の共有化、課題に向けた検討を行った。また、大学・行政・地域の連携を図り、交流と次世代の学生の育成を支援した。	情報の提供と共有をし、ネットワークの課題を調整していくことが必要である。各機関の連携を図り世代間交流と支援が求められている。	麻生区子ども関連ネットワーク会議は定期的開催の予定。大学・行政・地域連携の内容充実と世代間交流の推進を図る。	麻生区役所	こども総合支援担当

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当	
子育てネットワークづくりの推進	社会福祉協議会が実施する地域の子育て支援事業を促進します。	各区社会福祉協議会主催の地域子育て支援事業に対する補助金を交付することにより、各区で開催している子育てサロン事業、子育て関係者・団体等の交流事業、子育てに関する講座及び研修事業、調査・研究事業、啓発事業、情報提供事業、地域の子育てに関する団体のネットワーク化事業に貢献した。	各区こども総合支援担当が行う事業との連携及び役割分担の明確化が必要である。	継続実施する。	健康福祉局	こども計画課	
		次年度社会福祉協議会で行なっているボランティア養成事業とのタイアップをはかるための協議が進められた。	参加希望者が少ない。	社会福祉協議会と協働して実施を計画している。	川崎区役所	保健福祉サービス課	
		幸区社会福祉協議会主催の第3回プラザまつりは幸こども文化センターと共催で11月実施。	区との連携を図っていく必要がある。	区内の子育て支援事業に関して、連携の推進を図る。	幸区役所	こども総合支援担当	
		社会福祉協議会が主催した「子育て交流会」に保健福祉センターが共催することで、交流会開催の相互協力を行った。また、平成18年度に立ち上げた「子育てネットワーク」の中でも情報交換や相互協力を図った。	「子育てネットワーク」を中心に子育て支援の拡充が必要である。	今後も「子育てネットワーク」を中心に相互協力により子育て支援を行う。	中原区役所	保健福祉サービス課	
		社会福祉協議会主催の「児童委員活動強化推進委員会」に出席し（6回開催）、区内の子育て支援について協議し実施に協力した。	特に民生委員・児童委員との連携・協働の推進を継続していく。	区内の子育て事業に関して社会福祉協議会との連携をさらに推進していく。	高津区役所	こども総合支援担当	
		民生委員、主任児童委員、社会福祉協議会の共催による「地域交流会」を開催した。ここに保健福祉サービス課の保健師、保育園園長とともに参加し、子育て支援関係者等との情報交換を行い、支援に協力した。	区こども総合支援担当が開催する会議等と内容等の重複をしないよう調整が必要である。	今回のつながりを生かして、身近な小地区単位での開催により、交流を継続的に実施し、内容の充実を図る。	宮前区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課	
		社会福祉協議会が行っている子育て支援事業に対して、情報交換を行ったり、協力関係を持ったりして支援した。	子育て支援について、連携をさらに深める必要がある。	今後も情報交換を行いながら、協力関係を継続していく。	多摩区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課	
		区社会福祉協議会・柿生地区・麻生東地区社会福祉協議会でそれぞれ子育て支援事業を実施している。こども総合支援担当は、麻生区社会福祉協議会子育て支援部会の会議に出席し、事業の検討、実施協力をしている。麻生区内の子育て関連グループの状況調査を協同で実施し、まとめ、その調査を元に、子育てサークル代表者会議を実施した。	自主サークルの代表者が毎年変更になるサークルが多く、調査の継続と代表者会議の要望の把握が必要である。	会議に継続参加し、平成19年度の計画・事業を協力実施する。	麻生区役所	こども総合支援担当	
		地域において、子育て中の人にあいさつなどの声掛けをし、子育てを温かく見守る地域活動を促進します。	「川崎区地域緊急情報連絡網」を拡充し、民生委員長、私立保育園も配信先に加えた。また、「地域見守り看板」を作成し、学校、保育園、町内会等に掲出を依頼した。	「地域見守り看板」は犯罪等発生抑止に一定の効果が期待できるが、犯罪や不審者発生阻止の抜本的解決が困難である。	「川崎区地域緊急情報連絡網」の拡充を図る。また、「地域見守り看板」を追加作成し、掲出の拡充を図る。	川崎区役所	こども総合支援担当 総務企画課 地域振興課
			地域での子育てサロンを実施している町会の役員、ボランティアや民生委員、主任児童委員等から成る、子育て支援委員会（こども総合支援担当が事務局を担当）において、各地区で子育て中の親子や子どもの見守り活動も併せて実施した。また、学校の声かけ活動にも協力した。	学校との連携をより強化していくことが必要である。	子ども支援ネットワークの課題としても取り上げていく。	中原区役所	こども総合支援担当
	「麻生区子ども安心ネットワーク協議会」を開催し、子どもの地域での安心についてのネットワーク化を図った。	地域と学校の協力・連携体制を構築していく必要がある。	個々の地域や学校のニーズに合わせて区として対応できることへの取り組み。	麻生区役所	こども総合支援担当		
地域の中で、市民の自主的な活動による子育て交流会等への支援を充実します。	自主的に子ども支援の活動をしている各市民団体などで子どもの健康づくりや遊びの指導に係る保健師や保育士等の派遣要請に対して保健福祉センターや保育園と調整し、関係職員を派遣した。	活動しているグループの支援、関係機関の連携強化を図る必要がある。	引き続き、職員派遣調整のコーディネート業務を担う。	川崎区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課		
	幸区内子育てグループ交流会及び子育てグループ講習会への支援を実施した。また、「日吉地区赤ちゃん相談ボランティア研修会」の開催や、地区子育てグループに対する支援を実施した。子育てグループ交流会・研修会子育てグループ交流会1回18グループ27人参加。子育てグループ講習会1回14グループ23人参加+民生・児童委員等36人。日吉地区赤ちゃん相談ボランティア研修会 1回31人参加。地区子育てグループ支援2グループ。地区子育て支援グループ支援9グループ。	子育てグループのメンバーが持っている力を発揮できるような内容を考えていく必要がある。	区内の子育て関連の組織が連携しながら、支援の充実を継続しながらはかる仕組みを定着させる。	幸区役所	保健福祉サービス課		
	子育て支援（情報交換、相互協力等）の推進のため、子育てネットワークを立ち上げ4回の会議（情報交換等）を実施、また「第1回なかはら子ども未来フェスタ」を開催した。子育てグループ支援は子育て支援機関と連携し、グループ交流会を3会場で開催、グループ運営スタッフが入れ替わる時期（3月）にリーダー研修を開催した。	子どもに関わる様々な機関や団体が実施している研修会等の検討（調整）も必要である。	子育て支援の各ニーズに対応した研修会等の計画（調整）の検討を行う。	中原区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課		
	多胎児育児支援事業として、双子育児支援ボランティア養成講座を開催し（9月）、「ピーナッツ（ふたご育児を応援する会）」を立ち上げた。必要な支援を把握するために、保健福祉センター主催の3会場における交流会に参加（11月）。家族ぐるみの交流の場として、ふたごちゃんフェスタを共催で開催（2月）。	「ピーナッツ」の活動内容をより具体化し、活動内容に応じてマンパワーを確保する。	平成19年度は、区内3か所における交流会に参加し、活動内容をより具体化させていく。ふたごちゃんフェスタは「ピーナッツ」に委託。また、幼稚園に入った双子育児の0Bにも活動への参加を呼びかける。				
	自主的な活動による子育てグループが実施する「子育て講座」や「子育て交流会」に、地域子育て支援センター職員や保育所の保育士、栄養士等を派遣し、支援を行った。	講座等の調整・充実と子育てグループ同士の連携体制の構築が必要である。	子育てグループのニーズを把握し、子育て支援の充実を図る。	高津区役所	こども総合支援担当		

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
子育てネットワークづくりの推進	地域の中で、市民の自主的な活動による子育て交流会等への支援を充実します。	区内の子育てネットワークが月1回7か所にて主催する「赤ちゃん広場」等へ保健福祉センターの保健師、公立保育所の保育士等を派遣し、子育てに関する相談や助言を行うとともに、遊びの提供等による支援をした。	活動継続のためのグループリーダーや、運営の担い手の育成に対する支援が課題である。	自主保育グループ等との交流を拡充するとともに、グループのニーズ等を把握し、支援を広げる。	宮前区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課
		子育て支援グループ、子育て支援機関等が2か月に1回程度集まって、情報交換を行ったり課題の把握を行ったりした。	自主的な子育てサークルとの連携強化を図る必要がある。	子育て支援グループとの連携により、自主的な子育てグループに対する支援のあり方を検討したり、交流が深めたりする。	多摩区役所	こども総合支援担当
		「親子ハーモニーランドinあさお」の主催する活動を保健福祉センター、市民館、区社会福祉協議会、地域子育て支援センター、こども総合支援担当等との協働で支援をした。企画委員会を年11回開催し、交流会やコンサートを4回実施、ハーモニーランド通信を3号作成し区民配布した。「子育て人材バンク事業」を立ち上げ、子育てサークル活動に子育てボランティアを派遣した。	子育て中の親子と行政・関係機関・団体の協働作業で、区民ニーズに沿った活動を展開しているが、子育ては年齢と共に学校等に移行していき、メンバーの確保と継続が課題である。「子育て人材バンク」の子育てボランティア登録者の確保も課題である。	市民の自主活動のネットワークへの支援を行なっていく。ハーモニーランドinあさおとしては、平成19年度計画に沿って子育てガイドの改定等を実施していく。子育て人材バンクについても継続実施する。	麻生区役所	こども総合支援担当 保健福祉サービス課
子育てサークル活動などへの支援	こども文化センター等における活動場所の提供や保健福祉センター等による講師の派遣などを行い、子育てグループを育成します。	平成18年度から指定管理者制度を導入し管理運営を委託した。子育てグループに対して、活動の提供等を実施した。なお、施設によっては、団体利用にとどまらず、保健福祉センター及びこども総合支援担当等と連携し、乳幼児の保護者の交流や相談活動などを実施した。利用者のニーズを把握するために、こども文化センター利用者アンケートを実施した。	各区の保健福祉センター及びこども総合支援センターと連携の充実を図る。	引き続き、利用の促進を進めると共に、関係局区と連携を図っていく。	市民局	青少年育成課
		地域において親自身が協力して子どもを保育する地域子育て自主グループへ活動費を補助することにより、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力を高めます。	市内の子育てグループ数に比較し、補助金申請グループ数が平成18年度で10団体と少ない。	子育てグループへの補助金である事を強調することでHPからのアクセスがしやすいように工夫する等広報を充実させる。	健康福祉局	こども計画課

(3) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当	
青少年の健全な育成環境の形成	青少年関係機関・団体、関係業界、行政が一体となって、青少年の社会環境健全化に取り組む、青少年の健全な育成環境推進事業を推進します。	子どもたちの健やかな成長のための社会環境づくりについて、市民の理解と協力を得るため、7月（JR武蔵溝ノ口駅）、11月（JR登戸駅）に、街頭キャンペーンを実施した。また、各区で「こども110番」情報交換会を開催し、事業説明及び情報の共有を図った。	平成17年7月に改正施行した県青少年保護育成条例の内容について、小・中学生の保護者へ積極的に啓発することが必要である。	青少年保護育成条例について、周知や啓発活動を行う。	市民局	青少年育成課	
		少年補導員への支援を行い、地域における青少年の非行の防止を図ります。	各警察署が所管している少年補導員活動に対して、補助金を交付し、活動の支援を行った。	各警察署との連携を深め、各地域の実状に合わせた支援が必要である。	引き続き補助金を交付し、活動の支援を行う。	市民局	青少年育成課
青少年育成団体活動の推進	青少年育成連盟への支援を行い、青少年の健全育成の推進と指導者の育成、青少年団体の活性化を図ります。	青少年の健全育成の推進と指導者の育成、青少年団体活動の活性化を図るため、青少年育成連盟へ補助金を交付し、活動の支援を行った。	青少年団体に関する市民の理解を深めるとともに、青少年団体活動への参加について、啓発することが必要である。	引き続き、青少年育成連盟への支援を行う。	市民局	青少年育成課	
		青少年指導員に支援を行い、地域社会で青少年の育成活動の推進を図ります。	地域における青少年健全育成の推進の取組として、青少年指導員が地域巡回パトロール活動を実施した。また、PTAとの情報交換会を開催し、地域巡回パトロール活動での情報の共有を図った。さらに、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」における社会環境実態調査や街頭キャンペーン等の活動を実施した。	地域巡回パトロール活動情報交換会を各中学校区ごとに開催するなど、より地域に密着した形で行っていく必要がある。地域における青少年の健全育成の大きな担い手である青少年指導員について、社会情勢の変化の影響等により、高齢化や担い手の不足がみられる。今後、人材確保に向けた検討の必要がある。	引き続き、情報交換会を開催し、中学校区への開催拡大を図る。	市民局	青少年育成課
		青少年の社会参加・啓発を進めるため、川崎市青少年育成推進委員会が実施する青少年健全育成事業（青少年フェスティバル等）を推進します。	青少年育成推進委員会に委託している青少年フェスティバル及び成人の日を祝うつどいの企画立案・実施協力等を青少年ボランティアが行い、社会参加の促進を図った。また、行事への啓発活動を行った。	青少年フェスティバル及び成人の日を祝うつどいは青少年が主役の事業であり、より多くの青少年の参加を促し、広く市民にも活動内容を知ってもらうため、さらなる広報活動を推進し支援していくことが必要である。	青少年ボランティアの参加をより促進するため、広報活動等の充実を図り、青少年育成推進委員会事業を推進する。	市民局	青少年育成課
	地域青少年活動の活性化を図るため、子ども会等が行う青少年団体のリーダー養成事業への支援を図ります。	川崎市子ども会連盟に事業を委託し、各種研修事業においてジュニアリーダー、シニアリーダー等の養成を図った。	受講生の参加率を上げるため、より充実したプログラムによる研修が必要である。	引き続き、リーダー養成のための研修の充実を図り、地域における青少年活動の活性化を図る。	市民局	青少年育成課	

基本目標 4 親と子の心とからだの健康づくり

(1) 安心できる妊娠と出産

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
妊産婦の健康診査・健康相談等の充実	母子健康手帳交付時の相談体制や母子保健サービスの情報提供の充実を図り、安心、安全な妊娠を過ごせるように支援します。	母子健康手帳交付時には、保健福祉センターの活用や、身近な地域での子育てサービスの情報提供をしている。また、保健師や助産師がアンケートをもとに、妊婦と面接し妊娠中の生活等についてのアドバイスや相談をし、必要な方には、継続支援を行なった。	安心・安全な妊娠が過ごせるように、市民が使い易くわかりやすい広報の工夫をするなど情報提供の充実を図る必要がある。	ホームページの開設など、より一層の充実を図っていく。	健康福祉局	こども家庭課
	妊産婦の健康管理の向上を図るため、妊婦健康診査における相談を充実します。	母子保健運営協議会での検討や医師会との連携を図り妊婦が相談しやすい体制整備に努めてきた。	医療機関との協力連携の推進をしていく必要がある。	引き続き協力連携を推進していく。	健康福祉局	こども家庭課
	う蝕や歯周病に罹患しやすい妊娠中におけるブラッシング指導の充実を図ります。	妊婦の歯科健診25回229人、歯科保健指導58回481人の参加があった。	事業の実施回数が各区平均月1回のため、予約が取れない、妊婦の体調不良、日程が合わない等、希望月に受診できない場合がある。	妊婦に対する歯科保健については、本人のみならず生まれてくる次世代へも影響を及ぼすため、今後も引き続き継続していく。	健康福祉局	健康増進課
両親学級の充実	夫や就労している妊婦の受講促進のため、土曜、日曜や夜間に開催します。	市看護協会に委託実施しているプレバママ教室は開設6回、受講者377人で内訳は初妊婦188人、父親189人であった。また、教室0Bによる自主グループも誕生し、子育て支援の充実につながっている。	安心、安全な出産や順調な子育てのために、父親の育児参加促進は今後もますます重要な課題でありさらなる充実強化が求められる。	平日参加できない妊婦や夫のために、土日・夜間開催であるプレバママ教室の充実を図る。	健康福祉局	こども家庭課
	両親学級において、禁煙指導や食生活に関する指導を強化します。	ニューファミリー育成事業における禁煙教育の充実により、妊娠を機に妊婦や夫に対する禁煙や受動喫煙の減少を進めた。さらに望ましい食生活についても教育の充実を図った。両親学級テキストを食育基本法の食生活指針を受け食事バランスガイドを盛り込んだ内容に改訂した。	妊娠・出産は、家庭の中で親子の健康づくりに対する価値観を再形成しやすい好機であり、両親学級は重要な場面であるため、望ましい食習慣や禁煙指導の充実強化が求められる。	引き続き、運動や休養も合わせて、両親学級での教育の充実を図っていく。	健康福祉局	こども家庭課
不妊治療への対応	治療費が高額となる特定不妊治療の費用の一部を助成することで不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業を実施します。	広報により本事業に関する周知が進んだこと、平成18年度より通算助成期間が5年に延長され、申請が増加した。平成18年度助成件数 339件	平成19年度から、助成内容が「1回の治療につき10万円を上限に、年2回まで」に拡充され、所得制限が650万円未満から730万円未満に緩和されるため、制度についてより一層の周知を行うことが課題となる。	引き続き充実強化を図っていく。	健康福祉局	こども家庭課
	不妊に伴う悩みに対する相談支援体制の強化を図ります。	女性コーナー等における産婦人科医師や助産師による相談支援の充実を図った。	不妊に伴う悩みは深刻で複雑であり、相談支援体制の充実強化が求められる。	引き続き充実強化を図っていく。	健康福祉局	こども家庭課

(2) 親と子の健康づくり

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
健康診査・育児相談・地区活動等の充実	健やかな発育、発達支援のため、乳幼児健康診査や育児相談等子育て支援の場としての機能の充実を図ります。	健診の受診率は、3か月児健診は97.9%、1歳6か月児95.0%、3歳児91.6%と前年実績を上回り、各場面において子育て支援の充実に努めた。育児相談も10,869人程の利用があり、日常的な育児不安解消の場としてのニーズに応える場となっている。	発達支援・虐待予防の観点から、乳幼児健診における相談機能への期待が高まっており、限られた時間で、いかに効果的で満足の得られる健診にするかを、検討していく必要がある。	子育て支援対策としてより一層の充実強化を図る。	健康福祉局	こども家庭課
	保健福祉センターの各事業や地区活動において、親子が集える場づくりや子育ての仲間づくりを推進し、育児不安の軽減や親子の孤立を防止するよう努めます。	子育てセミナーは開設65回、参加延べ数2,619人であった。また、地域の子育てグループについては142グループに支援している。	子育てグループの育成により母子の孤立防止を図り、仲間同士の交流から育児困難感の軽減につながる。子育てグループの活動が円滑に継続できるよう、関係機関が連携して支援していく必要がある。	引き続き、他事業や関係機関との連携を図りつつ、充実していく。	健康福祉局	こども家庭課
家庭訪問指導の充実	妊娠中毒症予防訪問、新生児・未熟児訪問、家族計画指導訪問等を適切な時期に適切な方法で行い、個別のニーズに応じた支援を進めます。	出生連絡票の訪問希望状況・その他状況からの必要性により、個別に家庭訪問を実施した。育児支援家庭訪問事業と連携しながら妊娠期・子育て期を健やかに過ごせるよう支援した。	赤ちゃんとの生活が定着するまでの期間のうち、なるべく早期のコンタクトが望まれるところであるが、里帰りの長期化により、訪問の機会を逸するケースが増加傾向にある。また、子育てをめぐる状況の変化が著しいことから、支援者側の研修会の充実や組織的なバックアップ体制整備などが必要である。	平成18年度よりこども家庭センターの事業となった、「乳幼児訪問」との連携により、必要なときに必要な支援を受けられる体制づくりにむけ一層の充実強化を図る。	健康福祉局	こども家庭課
	虐待等の未然防止のため、各健診時や家庭訪問等で、養育支援の必要な対象を早期に把握し、的確にフォローする体制を充実します。	平成18年度よりこども家庭センターの事業として実施し、育児支援家庭訪問事業との連携により子育て支援の充実強化を図った。平成18年度訪問件数417件。	適確に判断支援していくために、訪問指導員のスキルアップのための研修会の充実や組織的なバックアップ体制整備などが必要である。	今後ますます本事業の重要性は増すと考えられ、育児支援家庭訪問事業とも連携しより一層の充実強化を図る。	健康福祉局	こども家庭課
母子保健教室の充実	児童虐待予防のため、育児不安をもつ母親や子どもとの関係がうまくいかない母親のための教室を充実します。	教室は、開設160回、参加者延数1,445名であった。各区ともグループカウンセリングに加え、個別の支援方法を組み合わせて実施し、又、スーパーバイズを有効に活用しながら、事業の効果的な運営に努め、虐待の未然防止や支援の充実を図った。	育児不安・負担を軽減し、孤立を予防することで、虐待の発生予防、進行予防に対する本事業の役割を充実強化していく必要がある。	虐待の未然防止を図るため、今後さらなる充実強化を進めていく。	健康福祉局	こども家庭課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
母子保健教室の充実	乳幼児期からの健康づくりを推進するため、遊びや食生活、生活リズム等の大切さを体験学習するちびっこ健康教室を充実します。	開催365回、参加者実数6,074人、参加者延数12,053人であり、子どもの健全な成長発達を促すよう支援を行なった。地域の状況にあわせ、教室の運営のあり方を対応させている。	こどもとの関わり方がわからないという母親が増加している。乳幼児期の子育てがより健やかであるために、健康づくりの学習のほかに発育・発達の経過観察や母親支援の場が必要となっている。	課題とされる点について、他事業との有機的な連携を図りながら事業の位置づけをし、今後さらなる充実強化を図っていく。	健康福祉局	こども家庭課
	子どもの不慮の事故防止や家庭用品安全対策についての知識の普及・啓発を図ります。	販売店等の監視指導（244施設）及び家庭用品試買等試験検査（総検査数 329件、うち乳幼児用繊維製品検査数 153件）を実施し、違反製品（違反件数 5件、うち外国製の乳幼児用繊維製品3件）を発見した。また、離乳食教室（22回、497人）を通じ、乳幼児の保護者に対し家庭用品の表示や誤飲誤食事故の防止対策等家庭用品に関する正しい知識の普及啓発を行った。	今後の事業の課題・問題点は、外国製の乳幼児用繊維製品の違反が後をたないため対策の強化及び根本的解決の手法を考える必要がある。法の規制対象外の家用品及び有害物質による健康被害発生も危惧されるため注意が必要である。また、近年、通信販売やインターネット等販売形態の多様化が進んでいるため、試買等の手法を検討する必要がある。	引き続き、外国製の乳幼児用繊維製品を中心に試買等試験検査及び販売店等への監視指導を実施すると共に、販売形態の多様化に対応するために試買等の手法を検討する。また、様々な機会をとらえて消費者に対し家庭用品の適正な使用方法等に関する啓発活動を強化し、健康被害に関する積極的な状況把握に努める。	健康福祉局	生活衛生課
「食育」の推進	「食育」を地域社会全体で推進していくため、保健や教育等をはじめとするさまざまな分野が連携し、乳幼児期からの食に関する学習の機会や情報提供を推進します。	平成18年7月より市内の食育関連部署による「川崎市食育推進検討会」を設置。さらに、より具体的事項を協議するため、3つの部会を設置し、国が示した食育推進のための7つの基本施策をもとに、各局で実施している関連事業等を参考に検討、報告書を作成した。川崎市食育推進会議設置条例については、平成19年4月1日に制定された。	川崎市の特性を十分に生かした食育推進計画を策定するために、関係団体や公募市民等も含めた、川崎市食育推進会議を開催する。平成20年度から5年間で、計画を推進していく。そのための体制の整備が必要と思われる。	平成19年7月には、市長を会長とし食育関係団体を含めた「川崎市食育推進会議」を設置し、平成19年度末までに川崎市食育推進計画の策定を予定している。	健康福祉局	健康増進課
	家族の健康と食生活についての基礎づくりをするため、「食と健康教室（離乳食・幼児食教室）」や「母と子の食生活共同体験事業」等の教室の充実を図ります。	各区役所保健福祉センターを中心に、講話や調理実習、試食を通じた事業を展開している。 平成18年度実績（7区役所保健福祉センター） 食と健康教室 242回 延べ 5,364人受講 母と子の食生活共同体験事業 7回 延べ 181人受講	「かわさき健康づくり21」の目標にある、朝食の欠食率の改善に関して、食習慣が形成される幼い時期からの食教育が重要となる。食と健康教室、母と子の食生活共同体験教室の内容を充実させることにより、食育の推進を図る。食生活改善推進員（食生活改善のためのボランティア）等と連携し、幅広い年齢を対象とした地域活動を強化し、地域ぐるみの食生活改善への取組みが重要となる。	引き続き教室を実施。乳幼児期からの食教育を進める。別事業として提案している「川崎市食育推進会議」の中でも検討をする。	健康福祉局	健康増進課
歯科保健の充実	生涯を通じて健康な歯を保つために、その基礎となる乳幼児期のむし歯を予防するとともに、歯科保健に関する生活習慣の定着を図るため、健診と保健指導を充実します。	1歳児歯科健診88回、予防処置267回、定期歯科健診212回、親と子の歯科教室56回、1歳6か月児健診240回、3歳児健診228回、歯の健康教室267回、育児相談104回、衛生教育43回、その他291回開催し、健診および保健指導で46,178人の参加があった。	予防処置は年間267回開催しているが、2歳までの年齢制限と1人1回限りの処置となっている。生涯を通じて健康な歯を保つためには、かかりつけ医との連携および保健指導の強化、受診者の制限の緩和など予防処置が積極的に受けられる環境づくりが課題である。	引き続き、乳幼児期からの継続したむし歯予防のために歯科健診および保健指導を推進していく。	健康福祉局	健康増進課
外国人に対する母子保健サービスの充実	外国人の親子に対して、外国語版母子健康手帳の無償配布や外国籍育児教室、通訳ボランティアの派遣等による支援を充実します。	外国人の妊婦に対して、外国語版母子健康手帳の無償配布を行った。母子健康手帳交付時アンケートの英語版・韓国語版を作成した。外国籍育児教室は、川崎、高津、宮前の3区で実施した。その他、自主的に活動している外国籍母子グループへ援助を行った。	外国籍母子の方も安心して子育てできるように環境づくりをしていく必要がある。	子育て支援として今後も継続実施する。	健康福祉局	こども家庭課
周産期・小児救急医療体制の充実	症状の変化しやすい小児の初期救急に対応するために、小児急病センターの充実を図るとともに、中部地区のあり方を検討します。	南部小児急病センターにおける取扱患者数は、約15,000人。また、北部小児急病センターにおける取扱患者数は、約12,000人であった。	南部小児急病センターは病院併設型として実施しているが、小児科医師数の不足により、診療の一時停止または患者の長時間待ちが生じている。また、中部地域については、小児急病センターが設置されていないため、中原区、高津区の患者が利用しづらい現状にある。	引き続き、南部小児急病センターにおける小児科医師の疲弊解消にむけて、地域の医師の参加の調整を図る。また、中部地域においては、医師確保の面からの論議を引き続き行っていく。	健康福祉局	地域医療課
	妊娠・出産時における生命の安全を確保し、周産期救急医療の充実を図るため、切迫早産、胎児異常などのリスクの高い妊娠・分娩・新生児に対して24時間体制による総合的周産期母子医療センターの設置を促進します。	聖マリアンナ医科大学病院を基幹とする、総合周産期母子医療センターの設置を予定している。	市内における周産期救急医療の受入体制が充分でなく、市外の医療機関での対応が生じている。	平成21年度総合周産期母子医療センターの開設を目指し、新生児集中治療室運営事業への支援を行っている。	健康福祉局	地域医療課
アレルギー対策の充実	アレルギーをもつ子どもの健康増進のため、アレルギー相談を充実します。	各区役所保健福祉センターにおいて、年12回程度実施し、全市で80回実施した。	今後、アレルギーについては食物アレルギーをはじめ、ハウスダストなど様々な要因で増加が見込まれる。国においてもアレルギー対策の方向性を打ち出しており今後の国の動向を注視していく必要がある。	近年、市民のアレルギーに関する関心が高まっており、当事業の継続・充実を図っていく。	健康福祉局	環境保健課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
アレルギー対策の充実	ぜん息児キャンプや水泳教室を通じてのぜん息児の健康回復・増進を図ります。	ぜん息児水泳教室は5月8日～7月10日の間、毎週月曜日全10回実施した。あおぞらウェルネスは、7月31日～8月3日（3泊4日）に八ヶ岳少年自然の家で実施した。	参加者に対する、ぜん息以外の疾病への対応や医療関係スタッフの安定的な確保が課題である。	本事業は小児のアレルギー対策として有効であり、今後も継続実施していく。	健康福祉局	環境保健課
	アレルギー講演会等によりアレルギー疾患に対する正しい知識を普及します。	アレルギー講演会を1回、知識普及講演会を2回、ぜん息児健康回復教室（2日1コース）を4コース、ぜん息等アレルギー疾患職員研修会（2日1コース）を実施した。	アレルギーについて様々な情報が氾濫しており、より正確な知識の普及が必要である。	近年、市民のアレルギーに関する関心が高まっており、当事業の継続・充実を図っていく。	健康福祉局	環境保健課
予防接種事業の推進	乳幼児の定期予防接種対象疾病について、正しい知識の普及啓発と接種勧奨による感染症の発生及びまん延の防止を図ります。	平成18年度の法令の改正により麻しん、風しん予防接種の変更について、個別通知、ちらし配布などによる周知徹底を行った。	平成17年5月から、日本脳炎予防接種について積極的勧奨を差し控えるよう勧告があり、再開の際にはその対応について検討を行う必要がある。	引き続き、正しい知識の普及啓発と接種勧奨による感染症の発生及びまん延の防止を図る。	健康福祉局	疾病対策課

(3) 思春期の保健対策の充実

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
思春期保健相談教育の充実	本人、家族が相談しやすいように、相談機関の広報の強化や体制の充実を図ります。	区保健福祉センターで随時、電話・面接相談を実施しており、電話相談件数は121件。面接相談は、163件の実績。毎週土曜日実施のホットライン思春期電話相談事業が18年4月よりヤングテレフォン事業等と一元化し「こども家庭センター」の事業として充実強化された。	思春期の心とからだの問題や性や性感染症に対する正しい知識の普及等を図るため家庭、学校、地域等における相談体制の充実が求められている。	区役所内の各部署、関係機関の連携強化につとめ、相談支援体制の充実を図る。	健康福祉局	こども家庭課
	心の問題への対応を充実するため、保健福祉センター、精神保健福祉センター等の関係機関の協力連携を推進します。	個別ケースの相談支援を通じ、関係職種や他機関との協力連携が図られた。	喫煙、飲酒、不登校、ひきこもり、思春期やせ症など思春期特有の心の問題への対応の充実が求められている。	保健福祉センター、精神保健福祉センター、学校等、関係機関の連携をより一層強化していく。	健康福祉局	こども家庭課
	性に関する健全な意識の醸成や性感染症予防に関する正しい知識の普及等を図るため、保健福祉センターと学校等が連携し、本人や保護者への思春期保健健康教育を推進します。	学校（小・中・高等学校）やPTA・地域ボランティア等と協力連携により、生徒や保護者に対し、思春期の心と体、性、性感染症、薬物依存、赤ちゃんのイメージづくりなどのテーマで命の大切さを考える健康教育を実施した。	体の仕組みや性について正しい知識を学び、生命の尊さを考える機会をもつ事で、自分自身や相手を大事にでき社会的な役割を担える人間への生長につながるような教育の充実を図る必要がある。	さらなる関係機関の協力連携を推進し充実を図る。	健康福祉局	こども家庭課
		「川崎市が目指す性教育の考え方進め方」をもとに、各学校における性教育を推進した。	本冊子については、各学校に配付済みであるが、活用の方法、性教育の推進にあたっての留意事項等、機会を捉えさらに周知徹底を図る必要がある。	各学校における本冊子の活用を推進する。	教育委員会事務局	健康教育課 総合教育センター カリキュラムセンター
エイズ対策の強化	エイズの感染防止の正しい知識等の普及啓発や相談、検査の充実を図ります。	学校における講演会の開催は、教育機関と各区保健福祉センターとの協力体制のもとに実施。対象が小学校から中学・高校まで広がり生徒・父母や教職員への普及啓発を図っている。平成19年3月末現在、エイズ等性に関する衛生教育実施校18校、小学生から大学生まで参加者2,287名。	若年者のHIV感染報告が全国的に増加している傾向があり、家庭・地域・学校への取組みを継続・強化する必要がある。	イベントの開催や広報媒体活用・学校への情報発信を継続する。また、検査が受けやすい利便性に配慮した検査体制づくりを進めていく。	健康福祉局	疾病対策課

基本目標5 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり

(1) 家庭や地域の教育力の向上

推進項目	内容(は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
家庭教育の充実	子どもへの理解を深め、親の役割や家庭のあり方、地域の課題に関して学ぶ機会を提供し、親としての成長を支援するため、教育文化会館・市民館における家庭教育学級の充実を図ります。	家庭・地域教育学級は、教育文化会館・各市民館・分館にて16学級(長期8・短期8)実施した。保育付学級を開設し、子どものいる保護者が参加できる条件整備を図った。平日の開設が多く、母親を対象にした学級が多いが、一部の学級で土日で開催するなど父親の参加の機会を設ける工夫を行った。	父親の家庭・地域教育学級参加の拡大を図る必要がある。	子どもの保護者の不安や悩みを解消できるよう知識を深める学習機会を提供するとともに子育てをはじめ地域の課題は地域全体で支え合い解決できる能力を培う学習を展開していく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
	子育て期の親の学習を支援するため、教育文化会館・市民館主催事業に保育を併設します。	教育文化会館・市民館・分館における「識字学習活動」「家庭・地域教育学級」「男女平等推進学習」「市民自主学級」「市民自主企画事業」等においてボランティアによる保育を実施した。また、保育事業に関わるボランティアへの研修も教育文化会館・市民館・分館において開催した。(11館実施)	館によってはボランティアの数が不足している。また、ボランティアとの協働で事業を行っているため、コミュニケーションを十分取り事業の目的等を理解してもらい協力して保育を実施していく必要がある。	子育て中の保護者の学習の場の保障として保育を併設するとともに、保育に関わるボランティアの養成を行う。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
	PTAや自主グループによる、家庭教育や子育てに関する学習活動を支援するため、委託家庭教育学級の充実を図ります。	PTA等家庭教育学級...身近な地域で同じ学校に通う子どもの保護者を対象に家庭教育に関する学習会を小学校PTAを中心に公立幼稚園や養護学校、中学校で実施した。(公立幼稚園2園、小学校98PTA、中学校6PTA、養護学校2PTA) 自主グループ家庭教育学級...地域の子育てグループや支援団体による家庭教育学級を全区で実施した。(8グループ) 子育て支援啓発事業...子育てに関する身近な情報の資料作成(マップや冊子)や交流・ネットワーク・仲間づくりを図るための集会・情報交換会・イベントを全7区で実施した。	これまであまり家庭教育に関心のなかった方々への必要性を訴えていく必要がある。	より多くのPTAにPTA等家庭教育学級の開設を呼びかけるとともに、家庭教育に関するリーフレットを作成するなどして啓発を図る。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
地域の教育力の向上	子育て支援に関する施策を行う関係機関の連携会議や、連絡会議を開催するとともに、協働して子育てフェスタ等を実施し、地域において子育てを総合的に支援します。	子育てフェスタ関係事業を4区で実施した。親子が気軽に参加できる交流の広場としてフリースペースを2区で実施し、定期的に場を提供することで親同士の交流ネットワークを進めた。また、区子ども総合支援担当等子育て支援関係機関と連携会議を実施するなど、他機関との連携の促進を図った。	教育文化会館・各市民館において子育て支援関係機関・団体連絡会議の開催をできているが、区子ども総合支援担当でも、同様の会議を開催しており、連絡・調整して、さらなる連携を促進する必要がある。	子育てに関する課題は多く、区子ども支援総合担当と常に情報交換・連携を図って、地域の課題解決に努めていく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課 教育文化会館 各市民館
	地域や社会の課題解決に向けた市民の学習の場づくりや、学習・文化・芸術の振興や市民の交流・ネットワーク化を、市民と行政の協働によって進める、市民自主学級・市民自主企画事業などの市民参画事業の充実を図ります。	市民自主学級は、教育文化会館・各市民館・分館において、57学級実施した。また、市民自主企画事業は、教育文化会館・各市民館・分館において、13事業実施した。市民自主学級・市民自主企画事業とも市民参画事業であり、市民の企画提案に基づき企画提案会において実施学級・事業が決定され、調整を図り実施している。	乳幼児期の親が子連れで事業の企画提案・運営をするにあたって、企画者の子どもの保育に関して、保育者の確保等の問題がある。	より市民の参画を得ながら、地域の課題解決を図っていく協働事業を推進していく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課 教育文化会館 各市民館 分館
	地域の教育に関する課題の解決に向けて、学校や関係機関と協働して取り組む、市民の自主的・主体的な組織である行政区・中学校区地域教育会議の活性化を図ります。	「教育を語るつどい」の実施、広報誌の発行、中学校区・行政区子ども会議など各地域教育会議で実施している。また、「第3回川崎市地域教育会議交流会」及び「第1回地域教育会議ウィーク展」を実施し、地域教育会議間の交流と情報交換の場及び市民への広報の場を提供している。平成18年度から、地域教育会議の予算を柔軟化し、区ごとに中学校区・行政区地域教育会議が連携し、様々な事業が展開できる仕組みを取り入れた。また、地域教育会議のホームページを立ち上げ、情報交換と情報提供の機会の充実を図った。	活性化に向けて、予算の柔軟化などをさらに進める必要がある。	地域教育会議活性化予算の更なる柔軟化などを図り、地域教育会議の活性化を図る。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
	地域社会のあり方などについて、子どもと大人と一緒に考えるための行政区・中学校区子ども会議を充実させ、子どもたちの意見を反映した、地域社会づくりを推進します。	中学校区子ども会議として、中学校区地域教育会議の主催により、51か所で開催し、行政区地域教育会議の主催により、7行政区で開催した。子ども委員の募集、実施方法や実施回数は、それぞれの地域の実状に合わせて行った。	特に子どもたちへの活動の周知と参加促進、同じく、子どもの意見表明権の保障として実施されている川崎市子ども会議との関係のあり方を明確にする必要がある。	各子ども会議で出された意見を地域や行政に反映される仕組みづくりを目指す。	教育委員会事務局	生涯学習推進課

(2) 幼児・学校教育の充実

推進項目	内容(は重点施策)	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
豊かな人間性の育成	子どもたちが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を持って生きるとともに、他者を尊重して生きる姿勢を育むための取組を進めます。	道徳教育の充実、体験活動(栽培・飼育など)等のいのちに触れる活動を全校で展開した。また、全校の人権尊重教育推進担当者を対象に「子どもの権利学習」の研修を実施し、各校での取組を強化した。子どもの権利に関わる「参加型権利学習」資料を作成した。	「子どもの権利に関する条例」の趣旨をさらに周知徹底するなど、教員の指導力向上に向けた取組が必要である。	各学校で道徳教育・人権尊重教育の充実に向け、子どもの権利に関わる「参加型権利学習」資料集を使った研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等、継続的に改善に取り組む。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センター カリキュラムセンター
	読書活動や体験活動等を通して豊かな人間性や社会性を育成するための教育活動を充実するとともに、家庭や地域と連携して社会のルールを守る子どもを育成するための取組を進めます。	学校図書館を土曜、日曜、長期休業期間中地域に向け開放した。小・中・高17校において年間87日実施した。「かわさき読書週間」を設定(10月30日~11月12日)した。「かわさき読書の日のつどい」(11月3日・中原市民館)の開催等による、子どもの読書活動の普及広報を行なった。また、読み聞かせ等の参考リストとして「かわさき読書100選(小学生版)」を作成し、学校、公共図書館等に配布した。平成19年度都道府県教育委員会等指導事務主管部課長会	学校図書館等における読書環境の整備・読書の楽しさを広める普及広報活動・読書活動推進における学校と行政の連携が必要である。	子どもの読書活動への理解を広めるために、家庭への普及広報や地域との連携を推進し、子どもたちの豊かな心の育成を目指す。	教育委員会事務局	指導課 生涯学習推進課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
豊かな人間性の育成	「子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、これまで積極的に取り組んできた、一人ひとりが違いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるような人権尊重教育を推進します。	「子どもの権利学習派遣事業」では、小学校2～4年生を対象に、子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につける参加型学習を行う「CAPプログラム」の講師を小学校49校、150学級に派遣した。また、子どもの権利学習資料として、小学校1年生「かがやき」15,700部、「はたらくひとびと」16,000部、小学校5年生「みんな輝いているかい」15,700部、中学校1年生「わたしもあなたも輝いて」10,500部、（それぞれに教職員用指導資料冊子を別刷りで配付）全児童生徒に「相談カード」104,000枚の作成・配付及び人権尊重教育推進担当者研修会開催・全4回の必修研修で参加型権利学習のファシリテーターを養成した。	毎年、「子どもの権利学習派遣事業」を希望する学校が増加しており、効率的な事業実施が求められている。また、教育委員会総務部や市民局との緊密な連携が必要である。	引き続き、学校教育及び家庭教育の中で、子どもの権利についての学習が推進していくよう支援していく。	教育委員会事務局	人権・共生教育担当 指導課 総合教育センター カリキュラムセンター
健やかな身体育成	体力測定等を行うことで、子どもたちの体力・運動能力等を定期的に把握し、課題や対応策について専門的な分析・検討を行うとともに、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機付け等を行うことで、子どもたちの主体的な健康づくりや基礎体力づくりを支援します。	小学校では、平成18年度「児童生徒健康・体力づくり推進事業キラキラタイム」を全校で実施するとともに、体力づくりの一環として「地区別運動会」を実施した。また、抽出校による新体力テストの結果を分析・考察し、小・中学校教員が参加する「体育・保健体育合同研究発表会」において報告し、体力向上に向けた意識の啓発を図った。	各小学校で実践した「子どもキラキラタイム」をうけ、今後は中学校も生活習慣の見直しや運動の習慣化などを目的とした「イキイキスクール」を実践していく。東高津中学校が拠点校となり、全校で実施していく予定であるが、具体的にどのように取り組んでいくか今後検討していくことが必要である。	新体力テストに関しては、中学校のほぼ全校で実施しているが、小学校は、抽出校以外での実施校が少ない。自主的に実施する学校を増やしたい。昨年度初めて実施した地区別運動会のさらなる充実を図る。	教育委員会事務局	健康教育課
	バランスのよい食事や正しい食事マナー、食物の大切さなどを理解し、将来にわたって健康に過ごすための自己管理能力や望ましい食習慣を身につけられるよう「食に関する指導」を推進します。	各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の学校教育活動全体で、文部科学省から配布された食生活学習教材等を活用しながら「食に関する指導」を行った。また、学校給食実施校においては学校給食を教材として、学校栄養研究会で作成している年間指導計画等を活用し、指導に取り組んだ。	「食に関する指導」の校内における推進体制の整備が必要である。	「食に関する指導」を学校教育活動全体の取り組みとして活性化するため、教育委員会内でも調整を図るとともに、指導体制の確立、教育活動の検討、啓発活動の推進を図っていく。	教育委員会事務局	健康教育課
確かな学力の定着	生涯にわたって、学び続けるために必要な読み書きや正確に計算する力などの、各教科における基礎・基本の定着を図ります。	児童生徒の学習状況に応じた補充学習、発展学習を全校で展開した。	義務教育の質の保証を図るために、研修の改善等、教員の指導力向上に向けた取組が必要である。	教員の指導力向上に向けた各教科等の指導事例集の作成及び全教員への配付、並びに研究・研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等、継続的に改善に取り組む。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センター カリキュラムセンター
	子どもたちが、発達状況に応じて、自分で考え、自ら問題を解決しようとする態度の育成を重視した教育を実施します。	学びの意義、学びの実感を与え、意欲・態度形成を重視した授業を全校で展開した。	義務教育の質の保証を図るために、研修の改善等、教員の指導力向上に向けた取組が必要である。	教員の指導力向上に向けた各教科等の指導事例集の作成及び全教員への配付、並びに研究・研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等、継続的に改善に取り組む。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センター カリキュラムセンター
	子どもたちの思考力・判断力等を向上させるために、思考し判断する必要がある課題や学習場面の設定を重視した教育を行います。	思考し判断する必要がある課題・学習場面の設定を重視した授業を全校で展開した。	義務教育の質の保証をするために、研修の改善等、教員の指導力向上に向けた取組が必要である。	教員の指導力向上に向けた各教科等の指導事例集の作成及び全教員への配付、並びに研究・研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等、継続的に改善に取り組む。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センター カリキュラムセンター
	さまざまな活動場面において、言語はもとより、絵画、音楽、身体活動等による豊かな表現力を育成するとともに、好ましい人間関係づくり等が図られるよう、コミュニケーション能力の向上を目指した取組を充実します。	各教科等における表現活動を重視した授業を全校で展開した。	義務教育の質の保証を図るために、研修の改善等、教員の指導力向上に向けた取組が必要である。	教員の指導力向上に向けた各教科等の指導事例集の作成及び全教員への配付、並びに研究・研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等、継続的に改善に取り組む。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センター カリキュラムセンター
	子どもたちの学習状況を正しく把握し、指導方法の改善等に生かすために学習状況調査を実施します。	小学校5年生を対象に国語、算数の学習状況調査と学習意識調査を全校で実施（H18.5.12）した。また、中学校1～3年生を対象に国語、社会、数学、理科、英語の学習状況調査を実施し、さらに2年生を対象に学習意識調査を併せて全校で実施（H18.11.16）した。	調査結果を指導方法の改善に生かすための取組が必要となる。	引き続き調査を実施し、データの蓄積と指導方法の改善に向けた取組を続ける。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センター カリキュラムセンター
	学校生活への適応の促進、基本的な生活習慣の修得など、小学校1年生に対する学習指導・児童生徒指導を充実させるために、よりきめ細かな指導ができる体制づくりを推進します。	小学校1年生において少人数学級を24校（神奈川県研究指定校H18は23校で、弾力化によるもの1校）、小学校2年生において少人数学級（神奈川県研究指定校）を14校で実施した。また、少人数学級推進のため、15校に非常勤講師を配置した。	小学校1年生における少人数学級（35人以下）の全校実施に向けた取組が求められる。	市費非常勤講師の充実により、小学校1年生における少人数学級（35人以下）の全校実施を目指していく。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センター カリキュラムセンター
	基礎・基本の確実な定着を目指し、習熟度別学習、課題別学習などの少人数指導を推進し、個に応じたきめ細かな指導を充実します。	習熟度別学習（小学校69校・中学校20校）、課題別学習（小学校41校・中学校29校）、ティームティーチング（小学校48校・中学校10校）を実施した。	学習状況調査の結果からは、個人差がかなり大きいことが読み取れる。	一人ひとりにきめ細やかな学習を保障するため、引き続き少人数指導等の取組を進める。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センター カリキュラムセンター

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
地域の教育力を生かした特色ある学校づくり	学校の裁量権の拡大や学校評価システムの導入など、各学校が自主的・自律的な運営を行い、地域に開かれた学校づくりを促進するための仕組みを整備します。	11校（小4、中2、高5）の研究実践校を指定し、望ましい学校評価システムの確立に向けた実践研究を行い、報告書の作成等を通して、その成果を広く還元した。	全校において学校評価を実施しているが、その方法や内容等についてはばらつきがあり、システムの改善と一層の充実が課題である。	平成18・19年度の2年間文部科学省の事業委託を受け、川崎市学校評価事業運営委員会を設置し、協力校11校とともに、川崎市における望ましい学校評価システムの在り方について実践研究を行う。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センター カリキュラムセンター
	学校教育に、地域の人材やNPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブを積極的に活用することで、学校の教育活動を活性化させるとともに、教職員とは異なる多様な技能や知識、経験を子どもたちに伝達し、活力ある教育活動を展開します。	教育ボランティアをまとめる「教育ボランティアコーディネーター」を平成18年度は121校に配置した。また、「NPO法人教育活動総合サポートセンター」に事業を委託し、子どもの学習活動や学校の教育活動を支援するために、学校の要請に応じて教育活動サポーター（退職教員、学生等）を要請のあった学校に配置した。各校においては、各教科等における指導の支援や教育相談、教職員の研究・研修等に有効に活用している。	全ての学校の配置要望に応えられていないのが現状である。	平成19年度については、平成18年度と同様に配置する。平成19年度以降についてもより多くの学校に配置できるよう、検討を進める。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センター カリキュラムセンター
	地元の商店街や企業との連携による社会体験や就労体験活動を推進し、子どもたちの社会や職業などに対する意識を育成します。	中学校の5日間の職場体験を市内において10校程度実施し、キャリア教育の推進を図った。中学生の勤労観・職業観を育成し将来の生き方によりよい支援を行うことができた。	市内における5日間の職場体験をしてくれる企業や事業所の開拓の難しさがある。今後職場体験を実施する学校において研究を図る。	3年目に入ったが、昨年度と同じように、5日間の職場体験について研究を深める。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センター カリキュラムセンター
	子どもや保護者、地域住民の意見や要望を反映し、地域性を生かした教育活動を推進するために、学校教育推進会議の活動を促進したり、PTAとの協働関係を深めるなど、子ども・保護者・地域住民の学校経営への参加、参画の仕組みを整えます。	平成18年12月1日に、平成18、19年度の研究校（小学校4校）を指定した。また、平成19年2月21日に市内公立学校（園）を対象にフォーラムを実施し、研究成果の発表により共通理解を図った。	コミュニティスクールの内容についての共通理解、学校運営協議会の権限に対する考え方を整理する必要がある。	研究結果をもとに、研究指定校を増やす。	教育委員会事務局	指導課
	義務教育期間の9年間や中学校・高等学校の6年間など長期的な視点で教育活動の展開を図ることで、教育課程や学習環境、学校生活に連続性をもたせ、子どもの成長にあわせた指導や教育を実施します。	幼小連携1、小中連携7（各区）、中高連携1、高大連携2の計12の推進校ブロックにおいて、子どもの成長段階に即した望ましい校種間連携の在り方について実践研究を行った。小中連携教育推進校ブロックのうち、4ブロックは平成18年度で研究が終結し、研究報告会の開催や報告書の作成等を通して、その成果を全市に還元した。	現在は学校行事等における児童生徒の交流を中心に連携が進められているが、今後は各教科等を中心とした教育課程編成に関する連携を重視した研究を進める必要がある。	小中連携の3ブロック以外は2年研究であり、引き続き研究を推進する。また、研究が終了する4区については、新たに推進校ブロックを指定して研究を行う。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センター カリキュラムセンター
	各学校の特色化や個性化を進めるとともに、多様な専門学科を有機的につなげ、地域の総合制高校を目指した市立高等学校間の連携を一層強化し、さらに高校の教育内容を広く市民に提供するとともに、地域社会と連携した教育を推進します。	市立高校において夏季連携講座を開設した。（13講座）また、市立5校で社会人の授業聴講生を28名受け入れた。	事業の充実・発展により、特色ある高校づくり、開かれた高校づくりをより一層推進する。	夏季連携講座の聴講制度の継続及び社会人聴講生の受け入れの継続	教育委員会事務局	指導課
特別支援教育の推進	従来の障害児教育の対象だけではなく、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒を含めた障害のある一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進します。	小中学校における特別支援教育校内委員会の設置率及びコーディネーター指名率100%、コーディネーター養成研修受講修了者数46名（平成16・17・18年度合計155名）巡回相談180件、巡回指導234件	学校教育法の一部改正により、特別支援教育を本格的に実施する。小中学校の通常の学級に在籍する特別な支援の必要な児童生徒に対してニーズに応じた教育が受けられるよう、サポート事業を充実することや情緒障害通級指導教室の拡充が課題である。	幼稚園、小、中、高等学校における校内体制の整備の充実や特別支援教育サポート事業の拡充及び通級指導教室（情緒障害）の拡充を行う。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センター 特別支援教育センター
	聾・養護学校は専門性を生かして、特別支援教育の地域センター的な役割を担うなど、機能の拡充を図ります。	県立を含め市内6校の聾養護学校の支援の地域を定め、地域の小中学校への指導助言、公開研修などを行った。また、一貫した相談体制、広域的な支援体制を支える柱となる「個別の教育的支援計画」案を関係機関と連携して作成し、平成18年度試行を行った。	関係機関による連携システムの在り方について研究すること。また、学校教育法の一部改正が平成19年4月に施行された。聾・養護学校等を「特別支援学校」にする方向で整備を図る必要がある。	「特別支援学校」を地域のセンター的役割を担うよう機能を充実させること及び複数の障害種に対応できる機能を持つよう整備を図る。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センター 特別支援教育センター
指導・相談体制の充実	教員の学級経営能力や児童生徒指導、教育相談に関する力量の向上とあわせて、スクールカウンセラーの有効な活用、相談カードの発行など、いじめ・不登校等に対する相談機能を充実させ、早期発見・解決に向けた取組を図ります。	市立中学校51校全校にスクールカウンセラーを配置し、校内の教育相談の充実を図った。ケースによってはスクールカウンセラーが不登校生徒の家庭を訪問したりして、学校復帰に向けた動きも見られた。小学校からの通常相談の要請希望も増加している。また、小学校や高等学校からの緊急支援に対するスクールカウンセラーの派遣要請もあつた。派遣の手順のシステム化を図ることによって、子どもたちの心のケアを迅速に行える体制をつくり、実施している。	緊急支援、緊急対応についてはさらに派遣体制を検討し充実することが課題である。また、国からの補助のウエートが高く、予算面確保が大きな課題である。	小学校や高等学校の緊急支援を常に迅速に行えるようなスクールカウンセラーの配置を目指す。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センター 教育相談センター
指導・相談体制の充実	不登校児童生徒等に対する指導を行うため、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う適応指導教室の充実やNPO法人、フリースペースなどの専門機関等と児童生徒の在籍校とが連携をとることで、子どもたちに多様な教育機会の提供や相談機能を充実します。	今年度も市内の120名を超える不登校児童生徒が通級登録をした。学校復帰のためには学校との連携が必要であり、そのために学校関係者連絡会を年2回、3年生の進路決定の時期には担当者による学校訪問を実施した。学校に対しては月末に活動状況報告書を送付するなど常に連携を図っている。保護者との連携に関しては「保護者の会」を年3回実施し、保護者の思いを受け入れるようにしている。不登校児童生徒の自立や社会性の促進のために体験活動を重視し、親子ふれあい活動を年間2回、また、サマーキャンプ、スキースクールなど3広場合同の行事も行った。	今後もさらに学校、保護者と連携を図り、まだゆうゆう広場へ足を運べない子どもたちへの支援も視野に入れ、広場の充実を図っていく必要がある。	ゆうゆう広場あさおについては麻生中学校南側にある公益用地に移転が決まり、19年7月運営開始の予定である。子どもたちが継続して自分の居場所として安心して通えるように計画的に対応していく。さらに不登校の未然防止の視点での取組を進め、また不登校に関する教育相談機関との連携を推進する。	教育委員会事務局	指導課 総合教育センター 教育相談センター

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
幼児教育の充実	就学前の子どもが一貫した教育・保育を受けられるように、市内の既存の教育、保育資源を生かし、本市の実情に即した幼保一元化に向けた取組を推進します。	平成18年3月に作成された「幼保一元化等推進検討会議報告書」及び「川崎市公立幼稚園（研究実践園）検討委員会報告書」に基づき、幼保一元化等推進検討会議において、「川崎市における幼児教育の方向性・市立幼稚園（研究実践園）のあり方に関する基本方針（案）」を作成し、検討会議としての川崎市における幼児教育の方向性等を示した。	「認定こども園」は平成18年10月法律施行され、神奈川県においても平成18年12月に認定の基準を定める条例等が施行され、法的な整備が整ってきたことから、本市としても幼児教育の方向性等を示す中で、「認定こども園」の設置について検討していく必要がある。	本市における幼児教育の方向性等を示す中で、国や県、他都市の動向を見極めながら、関係局との協議を進め、具体的な取組を示していく。	教育委員会事務局	学事課
	現在の幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、0歳から就学前のすべての子どもの育ちを支える共通の基本的な内容についての教育・保育カリキュラムを作成します。	平成17年3月に報告した「乳幼児期のすべての子どもたちの育ちを支えよう！」「乳幼児期の子どもがいきいきと育つまちかわさき」を「川崎市幼保一元化推進会議」において、川崎市における幼児教育の方向性の基盤とし、具体的な内容の検討を行った。	教育・保育の基本的方向の理解と推進にあたっては、保育所・幼稚園・家庭・地域の協力が必要である。また、担当局もまたがることから局同士の連携協力が今後さらに必要となる。	文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室による「認定こども園の設置」の推進を視野に入れ、保育園と幼稚園の保育・教育を融合させた3歳～5歳の望ましい保育・教育内容の研究に取り組む。	教育委員会事務局	総合教育センター 幼児教育センター
	私立幼稚園に対し、障害のある子どもの受入や預かり保育の拡充を含めた支援を行います。	川崎市内の幼稚園児の99.2%が私立幼稚園に在園しており、私立幼稚園が本市の幼稚園教育のほとんどを担っている現在、私立幼稚園の実施する事業の充実が本市の幼稚園教育の振興に資するものである。特に平成18年度は必要性の高い障害児、預かり保育事業補助の充実を図った。	補助事業の内容を見直し、要望、必要性の高い障害児、預かり保育事業補助の充実を今後も図る必要がある。	私立幼稚園事業補助のうち今後も要望及び必要性の高い障害児、預かり保育事業へ補助を充実していく方向である。	教育委員会事務局	学事課

(3)遊びや体験の場の整備

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
子どもの遊びと健全育成の推進	こども文化センターが、中学生、高校生の居場所として、より利用しやすくなるよう整備を進めます。	中学生、高校生の居場所づくりの一環として、宮崎こども文化センターに音楽室を整備した。平成18年度の利用状況は、南河原こども文化センター715団体・2142名、白山こども文化センター582団体・1838名であった。中学生、高校生障害児の居場所として、市内6か所のこども文化センターでタイムケアモデル事業を実施した。関係局と協議しながらバリアフリー化等事業推進を図った。	音楽室は市内で3か所整備したが、今後は、関係局・区と協議し、設置場所の拡大を検討する必要がある。また、中高生の利用促進については、施設整備を含め、広報等で周知を図る必要がある。タイムケアモデル事業の拡充について、関係局と協議していく。	利用の目的に沿って施設整備計画を見直ししていく。	市民局	青少年育成課
	放課後、小学校から直接こども文化センターへ来館し、利用できるアスкул制度により利用の利便性を図ります。	平成18年度の利用数は、月平均310名。（平成18年4月～平成19年3月までの集計）	わくわくプラザとアスкул事業の利用状況を勘案し、あり方を検討する。	選択肢の1つとして活用できるよう継続する。	市民局	青少年育成課
	放課後、学校施設を利用し、子どもに遊びの場を提供するわくわくプラザを充実します。	平成18年度より指定管理者制度を導入し、管理運営を委託した。狭あい施設解消のため、日吉小学校わくわくプラザ室の整備を行った。学校改築に伴い東門前小学校のわくわくプラザの整備を行っている。また、障害児の利用に配慮し、トイレの改修を行った。わくわくプラザ利用者アンケートを実施し利用者ニーズを把握した。わくわくプラザ施設整備計画を作成した。	大規模マンション等の建設による児童数の増加による教室の不足に伴い、プラザ室を教室に転用する必要がある。プラザ室の整備、狭あい施設の解消するため、プレハブ工法による整備が必要となっている。	川崎市わくわくプラザ施設整備計画に沿って、引き続き、狭あい施設解消および障害児対応について、学校、教育委員会と協議を行いながら、整備を進めていく。	市民局	青少年育成課
	子どもたちが歩いていける範囲に街区公園などの身近な公園を整備します。	身近な公園を4か所整備した。	現在、当面の街区公園設置基準による公園必要地域が5か所あり、その地域の公園緑地の整備が課題となっているが、公園緑地の整備には用地の確保が不可欠である。	市街地の全域で歩いていける範囲に街区公園などの身近な公園の整備を進める。	環境局	公園緑地課
	里山の自然環境など立地特性を生かした個性と魅力ある大規模公園緑地づくりを推進します。	大規模公園緑地（生田緑地、等々力緑地、富士見公園、菅生緑地）の整備及び用地取得（用地取得は生田緑地、菅生緑地）を行った。	公園緑地の整備には用地の確保が不可欠である。	大規模公園緑地については立地特性等を踏まえて、個性と魅力ある公園づくりを進めていく。	環境局	公園緑地課
子どもの遊びと健全育成の推進	老朽化した近隣・地区公園を活性化するために、市民との協働により整備計画を策定するリフレッシュパーク事業を推進します。	リフレッシュパーク事業により御幸公園の第1期整備工事を行った。	開設後相当の年月が経過し、施設の老朽化が進んでいる公園緑地については、市民意見を取り入れながら再整備を行い、機能の増進を図ることが求められている。	老朽化した近隣・地区公園のうち6公園を地元住民とワークショップ方式により改修計画を作成し、質の高い特色ある公園として再整備を行う。	環境局	公園緑地課
	子どもが学び、遊び、作り続ける施設であり、子どもたちの居場所としての機能を持つ「子ども夢パーク」において、スタッフの育成などを進め、充実を図ります。	子ども夢パークは、他の青少年教育施設とともに平成18年度より指定管理者制度を導入しました。仕様書において、スタッフの資質、人権等に関する研修を実施することとして、施設の設置目的にそった運営がなされるよう配慮した。	研修時間の確保、研修内容の多様化により、子どもの意見表明・参加促進を保障するスタッフとしての資質を向上する必要があります。	指定管理者制度の元で、より充実した研修が図られるよう、検証・評価を行っていく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
自然体験学習等の推進	青少年教育施設において、子どもの自然とのふれあいや野外活動の体験、仲間づくりなどを推進します。	八ヶ岳少年自然の家において、豊かな自然環境の中での集団宿泊生活を体験させることにより、自然と人間とのふれあいをとおして、心身ともにたくましい児童・生徒の育成を図った。平成18年度は小学校114校、中学校51校、聾・養護学校3校にて実施した。実施学年は小学校5年生と中学校1年生。	本事業は集団宿泊生活・団体行動を通して人間的触れ合いを深め、豊かな自然環境の中でさらに学校教育の内容をより豊かにし、自然を仲立ちとした体験活動により児童・生徒の学習意欲の向上や、豊かな感性と健康でたくましい心身を育成することにつなげていくためにさらに充実する必要がある。また生活体験や自然体験等具体的な直接体験の機会を豊かにすることが課題となっているので、本事業をさらに推進して教育活動全体の発展へつなげていけるようにしていきたい。	継続実施する。	教育委員会事務局	指導課
	青少年の家、八ヶ岳少年自然の家における青少年団体宿泊研修を通じて、青少年の社会性や豊かな人間性を育み、心身ともに健全な青少年の育成を図ります。	青少年の家及び八ヶ岳少年自然の家において、青少年団体を中心に受け入れとプログラム提供を実施している。	施設の設立目的が充分活かされ、かつ利用促進が図られるようにする必要がある。	学習機会の充実を図る。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
	青少年科学館において、プラネタリウムによる天文学習や、地層や植物の自然観察・科学実験などの各種学習・教室を実施します。	プラネタリウムの観覧者数80,602人、地層・林の観察5,886人、植物などの野外観察会73回、1,343人の参加があった。	事業の充実に伴う効率的な職員の配置を検討する必要がある。	事業の効率的な運営。	教育委員会事務局	青少年科学館
	各地域において夏休み親子工作教室などを実施し、創作活動を通して、親子のふれあいと子どもの創造性を育みます。	市内68小学校でPTAと学校が共同で、夏休み親子工作教室を実施し、17,381人が参加した。麻生区で「夏休み親子工作教室作品展」を開催した。	学校施設工事等による開催日の調整や間伐材の利用等で学校との連携が必要となってくる。	平成19年度から夏休み親子工作教室連絡協議会に小学校長に委員として参加してもらい、学校との連携を深めていく。	教育委員会事務局	生涯学習推進課
文化・芸術活動の推進	市民ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園において、芸術、文化、美術、伝統、歴史などに触れ、体験する機会を促進します。	学校から市民ミュージアムまでをバスで結び、午前9時半から11時半（午後は、1時半から3時半）まで学習し、給食時間に間に合うように帰校する移動教室を実施した。市内70小学校、6,872名が参加した。	手作りの模型等を含め、できるだけ具体物を通して児童が理解を深められるように努めている。6月から1月までの長期に亘る事業なので、その年度によって学習単元の組み替えが必要な学校があり、教育課程にも影響がある。また、多摩、麻生区等の学校は、遠距離のため時間的に無理な学校がある。二ヶ領用水から離れた学校は参加が少ない傾向があるので社会科教育研究会等の組織を通してPRする必要がある。	市内小学生が川崎の歴史を理解するうえで非常に役立っている事業なので、今後も継続するとともに、この機会に、ミュージアムの魅力をアピールし、将来の市民にミュージアムが支持されることを目指す。	教育委員会事務局	市民ミュージアム
		体験講座として、親子わら細工、親子はたおり、親子竹細工、竹馬やこま回し等の遊び、藁ぐつ・蓑などの着用体験、十五夜のお供え（団子、けんちん汁など）を作り古民家での行事体験、実演「大工仕事」と体験「こども大工入門」、小学校団体向けに大八車・井戸汲み・石臼（粉引き）の体験などを実施した。また、園内民家の囲炉裏に火を入れ、床上部分を公開した。	文化財建造物の中での火の管理、夜間の安全性の確保、指導者の確保と高齢化、学校体験学習の1日に受け入れられる校数など。	継続実施する。	教育委員会事務局	日本民家園
		小・中学校 77校 7,357名	川崎市内の全小・中学校の児童・生徒の見学には至っていない。	川崎市内の全小・中学校の児童・生徒に見学をしてもらう。市外の小・中学校の児童・生徒の見学の増加を図る。	教育委員会事務局	岡本太郎美術館
	子どもの音楽活動の推進を目指して、音楽の祭典、オーケストラ鑑賞、行進曲かわさきの制作、地域の音楽家との交流などを推進します。	平成18年9月に各小・中学校を対象にオーケストラ鑑賞を行った。平成19年1月には音楽の祭典を行い、音楽活動の発表の場を設けた。また、事業の一環として「地域に開かれた子どもの音楽活動」の推進を通年行い、地域の音楽家を招き、特色を活かした活動を実施した。	活動により効果は得られたが、定数等の関係により全ての学校を対象にすることができないため、より多くの学校に音楽活動推進の機会を作る必要がある。	音楽の祭典、オーケストラ鑑賞、地域に開かれた子どもの音楽活動の継続実施により、さらに多くの学校へ参加の機会を作る。活動については、今まで実施してきた事業内容を振り返り、結果や成果を踏まえた改善を進めながら、子どもの音楽活動のさらなる推進を図る。	教育委員会事務局	指導課
文化・芸術活動の推進	お話のおもしろさ、本を読む楽しさを体験できるように、公立図書館において幼児、小学生を対象に、おはなし会を開催し、子どもと本の出会いを促進します。	各市立図書館でのボランティアグループによるおはなし会等を実施した。「かわさき読書週間」（10月30日から1月12日）に各市立図書館において、子ども対象の読み聞かせ、紙芝居、小・中学校の読書標語の展示等を実施した。また、読み聞かせ等の参考リストとして、「かわさき読書100選を作成し、市立学校、市立図書館に配布した。	学校図書館等における読書環境の整備、読書の楽しさを広める普及広報活動、読書活動推進における学校と行政の連携	子どもの読書活動への理解を広めるために、家庭への普及広報や地域との連携、ボランティア支援等を推進する。	教育委員会事務局	指導課 生涯学習推進課
	学校図書館の充実と有効活用を図るため、学校図書館ボランティアの育成や、公立図書館との連携を推進することにより、子どもの読書習慣の形成を進めます。	学校図書館コーディネーターが各区の学校を巡回訪問して、図書館環境の整備、読書活動の工夫等について、司書教諭や図書ボランティアへの指導助言を行った。7区合計で延べ1,400回程度の訪問を実施した。また、図書ボランティア支援として、各区において、図書館コーディネーターが企画し、また、公共図書館とも連携して、図書ボランティア研修会を開催した。7区合計で37回開催した。	学校図書館等における読書環境の整備、読書の楽しさを広める普及広報活動、読書活動推進における学校と行政の連携	学校図書館コーディネーターの巡回訪問を継続し、一層充実させる。また、図書ボランティア研修会の内容を、ボランティアのニーズに合わせて、さらに充実させる。	教育委員会事務局	指導課 生涯学習推進課

推進項目	内容（ は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
スポーツ活動の推進	地域の自主的な運営による総合型地域スポーツクラブを育成し、子どもたちの健康・体力づくりや世代間の交流を促進します。	自主運営・活動を推進する環境づくりのため、既存クラブの活動支援として総合型地域スポーツクラブの普及を目指した周知活動を行うとともに、準備会組織の会議への参加・助言、周知広報の支援、啓発事業の委託等によりクラブ設立に向けた取組みを行った。平成18年度は3つの総合型クラブが各地域で活動を展開し、新たに立ち上がった幸区の準備組織を含めて2つの地域で準備会活動が行われた。総合型クラブでは、子どもの体力作り、健全育成を担うとともに、コミュニティ活動の核となり地域に根ざしたスポーツ振興を図っている。	設立し活動が具体化する段階では、活動の核となるクラブハウス機能の確保、クラブ会員の確保・拡大、財政的な基盤整備、組織運営態勢（運営役員）の確保などが課題となる。	当面、各区に1か所以上のクラブ設立を目指し、準備会組織の活動支援を行うとともに、未設置区での準備組織設立に向けて取組みを進める。	教育委員会事務局	スポーツ課
	スポーツセンター等において、子どもたちがスポーツに親しむ場や、スポーツを通じて親子がふれあう機会を提供します。	教室事業として、少年スポーツ教室、親子スポーツ教室、こども水泳教室などを実施し、個人利用（「スポーツディ（小学生以上対象）」ではキッズスポーツや小学生対象球技のプログラムを設けるなど、子どもたちがスポーツに親しむ場や機会を提供した。	管理代行の指定を受けた事業者が、スポーツ施設の専門性を確保しながら、多様な市民サービスに対応していくことが重要であり、健康づくり、体力づくりとともに地域づくり、人づくりにも配慮したスポーツ施設の企画・運営が求められている。	指定管理者による施設運営において、公的施設の持つ役割を踏まえながら、市民ニーズに対応した柔軟な施設運営と新たなサービス展開を追求する。また、地域や他機関との連携を強化し、広範な事業展開を模索する。	教育委員会事務局	スポーツ課

基本目標 6 子どもと子育てにやさしいまちづくり

(1) 子育てに配慮した住宅の整備

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
子育てに配慮した民間住宅の普及推進	不足している適切な広さのファミリー向け賃貸住宅の供給を誘導するため、住替えを希望する高齢持家世帯の住宅を有効活用し、子育て世帯が子育ての一定期間、負担可能な家賃で利用できるような定期借家戸建賃貸住宅等の普及方策について検討します。	平成18年8月に川崎市住宅政策審議会から答申「川崎市住宅基本計画の推進について」の提出があり、潜在的なニーズの掘り起こしを含め、その把握を行いつつ、住替え先や持家の活用方策の提案等、住替えを希望する世帯のニーズに応えられる的確な相談や情報提供に向け、段階的に効果的・効率的な施策展開を行うことが必要であると提言を受けている。また、高齢者世帯等の住替えに関するニーズの把握や分析を行うため、持家に居住する高齢者世帯等に対し、セミナーや相談会等を実施している。	高齢持家世帯等の住替えを推進するためには、ニーズを踏まえた住替え先の相談や情報提供を行う相談窓口等の整備が必要であるが、その実施には適切なニーズ把握や住替え先となる住宅、施設等の情報整理、市内事業者との協力関係等が必要であり、こうした作業や協力関係の構築には時間を要する。また、持家を賃貸化後に売却する場合、譲渡所得税において居住用財産と同等の特別控除が適用されない等、税制上の課題がある。	適切な規模の住宅確保を希望する子育て世帯に対し、高齢者世帯の従前住宅等への住替えに必要な情報提供や相談に応じることなどで、高齢者世帯等の住替えを支援し、住生活の改善など、住宅ストックの有効活用を図るため、住替え支援相談窓口開設に必要な事項について検討調査を行う。	まちづくり局	住宅整備課
	子育て世帯の入居が促進されるよう、騒音対策や子育て支援施策との連携が図られているなど、子育て対策が施されたマンション等の共同住宅の普及方策を検討します。	平成18年8月に川崎市住宅政策審議会から答申「川崎市住宅基本計画の推進について」が提出され、住宅の大多数を占める民間住宅においては、若年世帯が安心して子育てができる環境づくりを行うことは重要であり、実現に向けては、子育て世帯等の世帯特性に応じたサービスの確保や自主的なコミュニティ活動等とともに、一定のバリアフリー化等がなされた良質な住宅の整備が必要であると提言を受けた。	川崎市住宅政策審議会において、ハード面の課題としては、共用部分等の整備におけるインセンティブの設定や新築分譲住宅を対象とした基準だけでなく、既存住宅・賃貸住宅を対象とした基準の作成等の意見があった。また、ソフト面の課題として、地域コミュニティとの連携や相談サービスの担い手の育成、庁内関係部局等との連携等の検討が必要との意見が出された。	マンション内等において、地域へのコミュニティが希薄になっており、子育ての不安など相談できずに孤立してしまうといった若年世帯が安心して子育てのできる環境づくりと、良質な居住環境整備のため、（仮称）川崎市子育て等あんしんマンション認定制度の創設の検討を行い、子育て世帯等に配慮した民間住宅の普及・推進を図る。	まちづくり局	住宅整備課
特定優良賃貸住宅等の子育て世帯の入居促進	特定優良賃貸住宅等は子育て世帯に利用しやすいよう、子供の数に応じた収入基準の緩和と家主（認定事業者）による入居者負担額の抑制策などを検討します。	18歳未満の同居者がいる子育て世帯に対し、入居収入要件（月額所得20万円以上の基準を、18歳未満の同居親族1人につき1万円減）の緩和を行った。子育て世帯の入居割合は約6割。また、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等に関する特別措置法に基づく地域住宅計画に、配慮入居者として、所得60万1千円を超える者のうち、18歳未満の同居親族を有する者を位置付け、特定優良賃貸住宅への入居機会を拡大した。	子育て世帯の多く入居する特定優良賃貸住宅の周知のために、対象を絞って広報することが必要である。また、平成19年2月に制度化をした配慮入居者のへの賃借についてオーナーに説明し、承認する手続きを早急にする必要がある。	新規の特優賃の認定は平成16年度から原則として休止し、必要に応じ、市街地更新等のまちづくり事業等の事業ツールとして限定的に活用する。また、既存住宅は、市場に帰すことを基本として、管理期間中は、家賃値下げ等により行政負担の圧縮に努めるとともに、子育て支援策としてより有効に活用を図っていく。	まちづくり局	住宅整備課
市営住宅の入居システムの工夫	市営住宅の入居において、ひとり親世帯、多子（子供が3人以上）世帯や、若年子育て世帯など、より住宅に困窮する世帯の入居機会の拡大が図れるよう、入居システムを工夫します。	川崎市住宅政策審議会から「新たな市営住宅管理制度のあり方」の答申を受け、川崎市営住宅管理制度検討委員会の作業部会において検討を行った。	住宅困窮度の評価については、困窮状況が的確に反映され、公平性の確保された評価項目とするために、慎重な検討を要する。また、子育て世帯を対象とした定期借家制度は、限られた供給戸数の中で、他の困窮事由による応募者用の住宅戸数との均衡を図る必要がある。また、子育てに適した住宅の選定、対象となる子どもの年齢及び期間満了時の住宅からの退去並びに募集戸数の確保などの課題がある。	住宅に困窮するひとり親世帯、多子（子供が3人以上）世帯及び子育て世帯などの入居機会の拡大が図れるよう、ポイント制及び定期借家制度について検討を行う。	まちづくり局	住宅管理課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
健康で安全な居住環境の推進	住居内における健康上の危害の発生防止や快適で安全な居住環境の確保を支援するため、情報提供、啓発活動、市民相談等健康リビング推進事業の充実を図ります。	各区役所保健福祉センター衛生課において市民からの相談・要望（相談総数5,132件）に対応し問題解決のための助言を行い、必要に応じて簡易測定器等を用いて測定を実施した（測定住宅数13施設、検査総数104件）。また、両親学級において、乳幼児と居住環境等について講話を行った（衛生講習会92（80）回、3,759（3,395）人 カッコ内は両親学級の数）。また、17年度末に設置した川崎市シックハウス対策会議（関係局 7局、委員 12名）において、川崎市有施設シックハウス対策ガイドライン等を作成し、市有施設のシックハウス対策強化を促進した。	今後の事業の課題・問題点としては、一般住宅のシックハウス症候群対策やダニ・カビ等のアレルギー対策等の問題に総合的に対応するため関係部局との連携体制の確立に努める必要がある。また、市有施設におけるシックハウス対策として、川崎市有施設シックハウス対策ガイドラインに基づいた対策が実施されるよう働きかけていく必要がある。	引き続き、一般住宅に対しては、各区役所保健福祉センター衛生課の健康リビング相談窓口を中心に、市民からの相談や要望に対して助言を行うことにより、問題解決を支援する。また、新たな問題点やその現状を把握するように努め、相談等に迅速に対応するために積極的な情報収集を行い、情報の還元を図る。様々な機会をとらえて、健康を支える居住環境づくりを推進するための普及啓発を行う。市有施設に対しては、施設管理者等にシックハウス対策の実施を働きかけ、ホームページ等の整備を行う。	健康福祉局	生活衛生課

(2) 安心して外出できる環境の整備

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
福祉のまちづくりの推進	市民にやさしいまちづくりを進めるため、「福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づいた建築物や道路、公園等の整備を推進します。	指定施設について事前協議を実施し、公共的施設のバリアフリー化の普及を促進した。	不特定多数の人が利用する公共的施設について、より多くの施設がバリアフリー化されるよう、福祉のまちづくり条例の考え方についての普及・啓発が必要である。	バリアフリー法に基づく基本構想の策定や公共施設の改善など、公共のイニシアティブによるバリアフリー化を推進する。	まちづくり局	企画課
授乳コーナー、ベビーベッド等の設置の促進	子どもを連れて安心して外出できるよう、公共的施設への授乳コーナーやベビーベッドの設置を促進します。	子どもを連れて安心して来庁できるよう、公共的施設への授乳コーナーやベビーベッドの設置を進めている。 【市役所本庁舎、第2庁舎及び第3庁舎設置実績】 ベビーキープ 本庁舎1、第2庁舎2、第3庁舎1 ベビーシート 本庁舎1、第3庁舎2 授乳コーナー 本庁舎1 【各区役所設置実績】 ベビーキープ（川崎5、大師1、田島2、幸6、日吉10、中原区8、中原保2、高津21、橘1、宮前区5、向丘1、宮前連1、多摩78、生田1、菅1、麻生5、柿生1） ベビーシート（幸6、日吉4、中原区1、中原保1、高津1、宮前区5、多摩27） ベビーベッド（川崎12、大師2、田島2、幸9、日吉5、中原区2、中原保9、高津18、橘2、宮前区14、向丘1、多摩10、生田1、麻生13） 授乳コーナー（川崎1、幸1、日吉2、中原区1、中原保1、高津2、宮前区1、多摩1、麻生1） 《略称》 7区役所（川崎、幸、中原区、高津、宮前区、多摩、麻生）、2支所（大師、田島）、4出張所（日吉、橘、向丘、生田）、3連絡所（宮前連、菅、柿生）、1保健所（中原保）	既存の施設において、授乳コーナーやベビーベッド等を設置するためには、新たなスペースの確保が必要である。	設置については、スペース等の建物の状況を勘案しながら検討していく。	総務局 総合企画局	庁舎管理課 区行政改革推進担当
バリアフリー化の推進	一定規模の駅などの旅客施設を中心とした地区（重点整備地区）のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、基本構想を策定する。	バリアフリーのまちづくりに向けた取り組みを進めていくための基本的な考え方等を示した「バリアフリーのまちづくり推進ガイドライン」を取りまとめた。	平成18年12月20日に施行されたバリアフリー新法をふまえたバリアフリーのまちづくりの推進。	平成19年度 武蔵中原・武蔵新城駅周辺地区及び登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区基本構想案とりまとめ 平成20年度 新川崎・鹿島田駅周辺地区及び宮前平・鷺沼駅周辺地区基本構想案とりまとめ	まちづくり局	企画課
	基本構想に基づき、歩行空間の整備等を重点的に実施します。	平成16年11月に基本構想が策定された、川崎駅周辺地区、溝口駅周辺地区及び、平成17年3月に基本構想が策定された、武蔵小杉駅周辺地区において、点字ブロック、案内表示の整備を実施した。	特になし。	川崎市交通バリアフリー基本構想に基づき、順次整備を実施していく。	建設局	道路計画課 道路整備課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
バリアフリー化の推進	鉄道駅舎へのエレベーターの設置を促進します。	市内の鉄道駅は54駅あり、バリアフリー法に基づき平成22年までに整備が必要とされている、利用者が5千人以上かつ高低差が5m以上の駅は31駅あり、そのうち平成19年3月現在では、29駅で段差が解消されており、また、エレベーターの整備済みは25駅、車椅子対応のエスカレーターの整備済みは4駅となっている。このほか、平成16年12月に開設された小田急多摩線の「はるひ野駅」にはエレベーターが整備されており、また、段差が5m未満の駅でも、京急大師線の小島新田駅のようにスロープが整備されている駅が5駅ある。本市としては、市内の鉄道駅舎にエレベーター等を設置する費用の一部を助成し、バリアフリー化の整備の促進を図っており、平成18年度の事業実績としては、二子新地駅（EV1基）、新川崎駅（EV1基）への補助を実施している。	同一年度に事業者の要望駅が集中すると補助が困難になるため、各鉄道事業者と事前の調整を要する。	引き続き、各鉄道事業者との調整を図りつつ補助事業を実施し、駅舎のバリアフリー化を促進する。	まちづくり局	交通計画課
安全で快適な道路環境の整備	人の利用の安全・快適に配慮した道路の新設・改築等の道路整備を進め交通安全対策を推進します。	通勤、通学、買い物など市民生活に密着した生活道路の拡幅、交差点の改良、電線類の地中化等を行い、安全で快適な地域の交通環境の改善を図っている。	事業の執行には、用地買収が伴うため、関係地権者との交渉が事業の進捗に大きく影響してくる。また、用地買収状況に応じた効率的な工事を施工するため、各区建設センター、地元関係者及び交通管理者等との綿密な調整が必要となる。	整備にあたっては、道路のネットワーク化を基本としつつ、地域の状況を各区の建設センターと協議し、地域の実情に即した道路整備を行う。	建設局	道路整備課
	交通事故の多発している道路、その他緊急に交通安全を確保する必要がある道路について、「あんしん歩行エリア」に指定し総合的な交通安全対策を進めるなど、効果的な取組により死傷事故の削減を図ります。	整備計画に基き市内8地区の整備に着手した。	計画事業費が大幅に増加しており、対策の優先度を十分精査し、整備財源の確保に向けて調整を行っていく必要がある。	平成19年度までに市内8地区のエリア内の死傷事故件数を、2～3割抑止することを目標とした交通安全対策を進める。	建設局	道路整備課

(3) こどもの安全を確保する活動の推進

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
交通安全教育の推進	各学校においては、継続的・計画的に交通安全教育（歩行者としてのマナー及び正しい自転車の乗り方等）を実施し、交通事故から身を守る意識を高める教育を推進します。	各幼稚園、小学校、中学校、高等学校において交通安全教室を開催し、低学年には安全で正しい歩行や横断の仕方について、また高学年、中学生、高校生には自転車の安全な乗り方などを中心に所轄警察署や県の関係機関の協力を得て実施した。	平成17年に比較し交通事故発生件数は減少したが、自転車による死亡事故が発生しており、交通ルールの遵守、マナーの徹底など、さらなる交通安全教育の推進が必要である。	より一層の交通安全教育が実施されるよう、各学校に対し具体的な資料提供を行なう。また、引き続き、小学校における交通安全教室の実施を推進するとともに、中学校、高等学校における自転車教室等の開催を推進する。	教育委員会事務局	健康教育課
	地域と連携し、保護者や高齢者に対し、子どもの手本となるよう交通ルールの遵守や交通マナーの向上に向けた交通安全教室を充実します。	母親や高齢者を対象とした交通安全教室や自転車教室を、地域の実情に即して実施した。教室40回、2,903人の参加があった。	各地区交通安全対策協議会を中心とした活動を行っているため、全市で統一的な取り組みを実施していないことが挙げられる。	引き続き、保護者や高齢者を対象とした交通安全教室を実施するとともに、各季の運動においても交通ルールの遵守や交通マナーの向上を目的とした啓発活動を推進していく。	市民局	地域生活課
	チャイルドシートの着用の徹底を図るため、その必要性と着用効果を認識し、正しい着用が行われるよう安全意識を高める啓発活動を推進します。	各季の運動において運動の重点に「シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底」を盛り込み、チャイルドシートの着用及び正しい取り付けについて、街頭での啓発活動やキャンペーン等が実施した。	各地区交通安全対策協議会を中心とした活動を行っているため、全市で統一的な取り組みを実施していないことが挙げられる。	引き続き、各季の運動を中心とした活動を進めるとともに、様々な機会を捉えて啓発活動を推進する。	市民局	地域生活課
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	市内の公立学校等と警察担当者が、事件や子どもの非行化を未然に防ぐために児童・生徒の諸問題や健全育成について定期的に情報交換を行う川崎市学校警察連絡協議会を充実します。	全市学校警察連絡協議会では、全体協議会を2回、運営委員会を3回、川崎市8警察署の管区全域の広報パトロールを夏、冬に合計16日間実施した。また、会報を2回発行し、活動の周知を図った。8地区の学校警察連絡協議会では、各地区の実態に即して、地域の関係団体と連携を取る中、協議会や善行表彰、防犯パトロール、危険箇所マップの作成、学校安全研修会を各警察署と連携を図り実施した。	児童生徒の問題行動や非行化を未然に防ぐために、非行化防止教室を実施し、その成果を市内に普及していく必要がある。今後、子どもを取り巻く社会状況を見据えた取組を行っていく必要がある。	学校・警察の連携を強めていき、地域や保護者を取り込んだ活動を展開していくことが必要である。	教育委員会事務局	指導課
	子どもたちが事件・事故に巻き込まれることのないよう、地域の安全・防犯体制への取組の強化を推進します。	川崎市安全安心まちづくり推進協議会の基本方針、推進計画を策定し、地域団体による青色回転灯を利用した自主防犯パトロールの実施や防犯情報の提供として市ホームページに防犯情報を掲載し、地域における防犯体制の推進を図った。	各区の安全・安心まちづくり推進協議会を中心に、市民・事業者・関係団体・警察及び行政の更なる連携が必要である。	子どもが被害者となる犯罪を未然に防止するうえで、地域住民が子どもを見守れるようなまちづくりを推進していくために、「こども安全の日」を制定し、取り組みを進める。	市民局	地域生活課
	学校防犯について危機管理マニュアルを作成し、施設設備面での安全管理体制を強化し、幼児・園児・児童・生徒に対する安全教育、教職員の危機管理に対する意識の向上などを図り、安全な環境づくりを推進します。	一昨年発生した、子どもが被害に遭う事件を受け、教育委員会は、各学校に、自校が作成している危機管理マニュアルを再確認することや児童生徒の登下校の安全確保について指導の徹底を図ることを周知した。各学校では、危機管理マニュアルに基づき、所轄の警察署やくらし安全指導員等の協力を得て、不審者侵入等緊急時に対応できるよう、さす股の使用など防犯講習会を実施するなど、学校教職員や保護者の防犯意識を高めている。また、子どもたちには、危険回避能力を身につけることを目的とした誘拐防止教育なども実施している。	防犯講習会や子ども向け誘拐防止教室等の実施の呼びかけや学校安全の手引きの作成が急務である。	学校が保護者や地域の方々と連携し、地域全体で子どもが安全で、安心した学校生活を送れるよう、地域ぐるみで学校の安全確保に取り組んでいく。	教育委員会事務局	健康教育課

推進項目	内容（は重点施策）	実施状況	課題・問題点	今後の方向性	所管局	担当
子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	子どもたちが被害者となる事件や事故を未然に防ぎ、地域の大人が子どもたちを暖かく、見守り育てていくための地域環境づくりを目的とする「こども110番」事業の促進を図ります。	「こども110番」事業の未実施校と調整を行い、新たに2校の協力を得て、市内114小学校中、109小学校が「こども110番」事業を実施した。また、「こども110番」のステッカーデザインに「ドラえもん」を起用し、公用車等を活用した「こども110番」事業を実施した。	全国的に子どもの安全を脅かす事件が増加しているため、市内全ての小学校で「こども110番」事業の実施ができるよう、拡充が必要である。	「こども110番」の充実に向け、引き続き関係機関、関係団体と連絡調整を行う。	市民局	青少年育成課
	学校とPTA・地域が連携して行う地域パトロール、通学路の安全点検、防犯マップ・安全マップの作成など「子どもの安全のためのネットワーク」づくりを推進します。	各学校は、保護者をはじめ、町内会や老人クラブに協力を依頼し、児童の登下校路のパトロールを進めている。また、今年度は、各区に警察官OBのスクールガード・リーダーを配置し、各学校の巡回点検指導や学校安全ボランティアへの指導など、地域ぐるみで子どもたちの安全確保に取り組んでいる。各区にモデル地域を指定し、「地域ぐるみの安全体制整備」の推進を図り、先進的な取組を進めてきた。他の学校についても、下校途中の児童が犯罪に巻き込まれると言った事件を受け、通学路の安全点検の実施や、安全マップの作成及び見直しやPTAや町内会・老人会等の協力による学校内外の巡回パトロールの実施などに取り組むよう周知している。	子どもたちの安全対策について地域への啓発活動・安全マップの見直しが必要である。	平成19年度は「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の全市的な定着が図れるよう、努めていく。	教育委員会事務局	健康教育課
	小学校においては低学年児童を中心に防犯ブザーを配布する等、犯罪被害に会わないための行動及び犯罪被害が発生した場合やその恐れがある場合の対処方法などの指導を充実します。	市立小学校の1年生～5年生の児童が防犯ブザーを携帯している。また、一昨年、児童が下校途中に犯罪に巻き込まれるといった事件を受け、防犯ブザーの点検や使用方法の訓練などに取り組むよう、各学校に周知している。	平成19年度の配布で、市立小学校の全児童が防犯ブザーを携帯する。子どもたちが危険回避能力を身につけるためにも防犯ブザーの点検や使用方法の訓練については、今後も継続して周知していく。	今後も新1年生に防犯ブザーを配布し、市立小学校の全児童が防犯ブザーを携帯するよう努める。	教育委員会事務局	健康教育課

かわさき子ども「夢と未来」プラン 所管局(区)・担当一覧

所管局・区	担当	電話(直通)	備考
総務局	庁舎管理課	200-2081	
総合企画局	都市経営部	200-2347	
	区行政改革推進担当	200-2358	
財政局	契約課	200-2090	
市民局	地域生活課	200-2266	
	青少年育成課	200-2668	
	勤労市民室	200-2271	
	人権・男女共同参画室	200-2343	子どもの権利担当
環境局	公園緑地課	200-2390	
健康福祉局	健康増進課	200-2413	
	環境保健課	200-2435	
	生活衛生課	200-2447	
	疾病対策課	200-2440	
	地域医療課	200-2426	
	地域福祉課	200-2626	
	福祉医療課	200-2695	
	障害計画課	200-2456	
	障害福祉課	200-2653	
	こども事業本部(企画調整担当)	200-3733	
	こども家庭課	200-2672	
	こども計画課	200-2662	
	保育運営課	200-2664	
	まちづくり局	企画課	200-2715
交通計画課		200-2717	
住宅整備課		200-2996	
住宅管理課		200-2948	
建設局	道路計画課	200-2769	
	道路整備課	200-2798	
川崎区役所	こども総合支援担当	201-3268	
	総務企画課	201-3267	
	地域保健福祉課	201-3202	
	保健福祉サービス課	201-3206	児童・家庭支援担当
幸区役所	こども総合支援担当	556-6693	
	地域保健福祉課	556-6643	
	保健福祉サービス課	556-6688	児童・家庭支援担当

所管局・区	担当	電話(直通)	備考
中原区役所	こども総合支援担当	744-3238	
	総務企画課	744-3149	
	地域保健福祉課	744-3252	
	保健福祉サービス課	744-3263	児童・家庭支援担当
高津区役所	こども総合支援担当	861-3291	
	地域保健福祉課	861-3313	
	保健福祉サービス課	861-3315	児童・家庭支援担当
宮前区役所	こども総合支援担当	856-3118	
	総務企画課	856-3133	
	地域振興課	856-3135	
	地域保健福祉課	856-3252	
	保健福祉サービス課	856-3259	児童・家庭支援担当
多摩区役所	こども総合支援担当	935-3431	
	総務企画課	935-3122	
	地域保健福祉課	935-3292	
	保健福祉サービス課	935-3293	児童・家庭支援担当
麻生区役所	こども総合支援担当	965-5303	
	地域保健福祉課	965-5156	
	保健福祉サービス課	965-5158	児童・家庭支援担当
市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当	813-3113	
教育委員会事務局	学事課	200-3267	
	人権・共生教育担当	200-3273	
	健康教育課	200-3299	健康教育課庶務
	指導課	200-3290	
	生涯学習推進課	200-3304	
	スポーツ課	200-3312	
	カリキュラムセンター	844-3720	
	教育相談センター	844-3700(溝口)	541-3633(塚越)
	幼児教育センター	833-5171	
	市民ミュージアム	754-4500	
	岡本太郎美術館	900-9898	
青少年科学館	922-4731		
日本民家園	922-2181		

かわさき子ども「夢と未来」プラン

- 川崎市次世代育成支援対策行動計画 -
実施状況について（平成18年度実績）
（平成19年10月発行）

問い合わせ先 川崎市健康福祉局こども事業本部（企画調整担当）
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-3733 F A X 044-200-3933
E-mail 35kodoki@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY